

衆議院

法務

委員

會議錄第五号

昭和六十三年三月二十五日(金曜日)

午前九時五十三分開議

出席委員

委員長 戸沢 政方君

理事 達沢 一郎君

理事 今枝 敬雄君

理事 保岡 興治君

理事 中村 巖君

上村 千一郎君

佐藤 一郎君

松野 幸榮君

稲葉 誠一君

山田 英介君

出席國務大臣

法務大臣 林田修紀夫君

出席政府委員

法務政務次官 藤野 賢二君

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房司 清水 湛君

法務省刑事局長 岡村 泰孝君

法務省人權擁護局長 高橋 欣一君

法務省入國管理局長 熊谷 直博君

外務大臣官房領事移住部長 黒河内久美君

委員外の出席者

警察庁刑事局刑事企畫課長 古川 定昭君

警察庁刑事局捜査第二課長 垣見 隆君

警察庁刑事局保安部少年課長 遠藤 豊孝君

警察庁刑事局保安部保安課長 平沢 勝榮君

警察庁刑事局保安部藥物対策室長 島田 尚武君

警察庁交通局長 田辺八州雄君

通指導課長 日野 正晴君

法務大臣官房審議官 森 正直君

文部省初等中等教育局高等学校課長 山口 繁君

最高裁判所事務總局總務局長 吉丸 眞君

最高裁判所事務總局刑事局長 乙部 二郎君

法務委員會調查室長 乙部 二郎君

委員の異動

三月二十五日

辭任

山花 貞夫君

補欠選任

佐藤 敬治君

三月二十四日

刑事施設法案の廃案に関する請願(岡崎万寿秀君紹介)(第一〇二六号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一〇二七号)

同外一件(中路雅弘君紹介)(第一〇二八号)

同(中村巖君紹介)(第一〇二九号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一〇三〇号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一一五五号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第一一五六号)

刑事施設法案反対に関する請願(瀬長龜次郎君紹介)(第一〇三二号)

同(寺前巖君紹介)(第一〇三三号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第一一五七号)

刑事施設法案の早期成立に関する請願(与謝野馨君紹介)(第一一一一号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○戸沢委員長 これより會議を開きます。
お諮りいたします。

本日、最高裁判所山口總務局長、吉丸刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○戸沢委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。林田法務大臣。

刑事補償法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○林田國務大臣 刑事補償法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金額は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の拘留もし

くは拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき千円以上七千二百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合には、二十万円以内(本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明された場合には、その損失額に二十万円を加算した額の範囲内)とされており、最近における経済事情にかんがみ、これらの額を引き上げることが相当と認められますので、右の七千二百円を九千四百円に、二十万円を二十五万円に引き上げ、補償の改善を図ろうとするものであります。

以上がこの法律案を提出する趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○戸沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○戸沢委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十九日、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○戸沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。冬柴鉄三君。

○冬柴委員 今次の「補償金の額の算定基準となる日額の上限を七千二百円から九千四百円に引き上げること」とする根拠とされた計数などはどのようなものを用いられたのか、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○岡村政府委員 今回の日額の上限額の引き上げにつきましては、基本的にはこれまでの改正と同様に常用労働者一日の平均給与額と消費者物価指数の上昇率を勘案いたしましたものであります。

もう少し具体的に申し上げますと、刑事補償法が制定されました昭和二十五年におけるこれらの数字を一〇〇としたしまして、昭和六十三年におきます推定値を計算いたしましたところでございます。それによりまして、賃金の方が三九五・四七、消費者物価指数が七二七・六となっているわけでありまして、これを平均いたしますと二三四・一・二となりますので、本法制定当時の日額の上限額四百円に對しまして二三・四倍をいたしたということでございます。その結果の数字をいたしまして九千四百円という数字が出てまいりましたので、この金額に引き上げようとするものであります。

○冬柴委員 その昭和六十三年の常用労働者一日平均現金給与額というものを一万五千九百七十七円と推定して求められた、その根拠というものはどういふものなのでしょうか。

○岡村政府委員 労働省の作成いたしました昭和六十一年十二月分の毎月勤労統計調査報告というものがあつたわけでございます。これによりまして、昭和六十一年の月間の平均賃金が、事業規模三十人以上の場合でありますけれども、三十二万七千四百一円になっているわけでございます。

一方、先ほどの報告の昭和六十一年の平均出勤日数を見ますと二二・一八日になっておりますので、先ほどの三十二万七千四百一円をこの二二・一八日で割りました額一万五千九百七十七円という数字が出てくるわけでありまして、これが昭和六十一年

におきます一日当たりの平均賃金ということになるわけでございます。これを基礎といたしまして六十三年の金額を推定計算いたしましたわけでありまして、

その推定計算を行うに当たりましては、昭和五十七年から六十一年の間の五年間の平均の賃金上昇率が一・〇三二になっておりますので、六十二年分、六十三年分の二年分をいたしまして一・〇三二を二回掛けまして、一万五千九百七十七円という推定値を計算いたしましたところであります。

○冬柴委員 それでは、昭和二十五年法施行時の常用労働者平均月間現金給与額、これは一体何円だったわけでございますか。そういう統計は、どういふ統計があるのですか。

○岡村政府委員 昭和二十五年の労働統計調査年報によりまして、九千六百八十七円という金額が出てくるわけでありまして、これは、平均の月間現金給与額であります。

○冬柴委員 この金額の増額改正というのは、過去、たしか今回含めて八回行われているように思うのですが、その際用いられた指数と申しますか、計数の根拠にこの昭和二十五年の労働者賃金というものをを用いられているのは、今回含めて三回あつたと思ひます。それで、昭和三十一年の第四十六国会ではこの二十五年の賃金というものをどのように示されたのか、お答え願ひたいと思ひます。

○岡村政府委員 そのときの計算説明では、三百五十二円といたしております。これは昭和二十五年の産業別常用労働者の一日平均の現金給与額でありまして、もう少し具体的に申しますと、鉱業、製造業、卸小売業、運輸業の平均値であります。

○冬柴委員 次に、昭和五十七年の九十六国会でも増額改正が行われたと思ひますが、このときにもこの昭和二十五年の常用労働者の賃金というものを基準値にされたと思ひますが、そのときはどのように示されたわけですか。

○岡村政府委員 このときは三百二十三円でありまして、これは昭和二十五年の常用労働者一日平均

均現金給与額でありまして、平均の月間現金給与額を三十で割った数字であります。

○冬柴委員 そして今次百十二国会で同じ二十五年度のものをお使いになつたわけですが、これでは四百四円というふうになっていまして、そうしますと、今の御説明でも微妙にもちろん説明は違つていまして、同じ二十五年度の基準値というものをある場合は三百五十二円とし、ある場合は三百二十三円とし、ある場合は四百四円としていらつしやる、これは一体どういふ理由からそういうことになるのでしょうか。

○岡村政府委員 今回の改正案におきまして、常用労働者一日平均現金給与額を四百四円といたしてございまして、先ほど申しました昭和二十五年の常用労働者平均月間現金給与額の九千六百八十七円を二十四で割りました結果の数値であります。

なぜこういうふうになつたかという点については、申しますと、昭和三十一年の改正の際には、先ほど申し上げましたように鉱業、製造業、卸小売業、運輸業という業種を絞りました。その業種の労働者の賃金を刑事補償法が制定された当時のそれと比較するという方法をとつておるわけでございますが、なぜそういうような方法をとつたかにつきましては、その当時の資料等正確なものがございせんので、その点つまびらかにいたし得ないところでございまして、昭和三十一年当時は、これらの四業種が代表的な産業と見られていたと思はれるのであります。したがつて、この代表的な四業種に従事しておりました労働者の賃金を比較すれば賃金上昇の趨勢が明らかにできるといふふうに考えたからであらうと思はれるのであります。

その後、昭和五十七年の改正の際には、業種をこの四つに限定しないで、常用労働者の賃金を比較するという方法に変わつていまして、この点であります。これはいわゆるサービス業等の第三次産業に従事する労働者が増加いた

しました反面、炭鉱の閉山などがありまして、いわゆる鉱業の衰退といったような産業構造の変化がその間に認められたところでありまして、そういうような事情から、鉱業従事者などの賃金を比較することでは賃金上昇の趨勢が正確に把握できないのではないかというふうな観点に立つて、四業種というふうな業種を限らなかつたのであるといふふうに考えられるのであります。

今回の改正案の策定に当たりましては、昭和五十七年の改正の際には、一日当たりの平均給与額を計算するに当たりまして一月当たりの平均給与額を三十で割るという方法をとつていたところでありまして、ところが、最近におきます賃金の上昇の趨勢を的確にとらえますためには、賃金自体の増加とあわせて、労働時間の短縮の傾向もやはり考慮する必要があるといふふうに考えた次第であります。昭和二十五年当時と現在の一月当たりの平均給与額をそれぞれの平均出勤日数で割りまして比較することによりまして、補償の一層の改善が図られるというところでございまして、計算方法をとつたわけでありまして、基準となるべき昭和二十五年当時の賃金額が変りますと、補償額が計算上は変わってくるということになるわけでございますけれども、先ほど申し上げたように、経済事情の変動をできるだけの確にとらえまして、これを補償額の改善の方に反映させたいというところでございまして計算をいたしたわけでございます。

そこで、ちなみに申し上げますと、今回の改正につきましても、平均出勤日数の減少ということをお考えないで昭和五十七年の改正と同じ算定方式で計算いたしますと、日額の上限が八千六百四十円となるわけでありまして、今回の改正案よりは改善の幅が小さくなつてくるような計算結果になるというところになるわけでございます。以上のような点で、計算方法に若干の違いが出てきておるというところになるわけでありまして、

○冬柴委員 このようなものを出す場合に、時的修正ということにより正確にするということは非

常に合理的な配慮であると私は考えるわけですが、しかし反面、継続性という、八回改正するのであれば八回とも同じ基準でやられるということでない、そこに数字が恣意的な結果になる、このように私は考えます。

ちなみに、八回改正があったと申しましたけれども、その残りのあと五回は二十五年度の賃金というものをいられなかったのではありませんか。その点どうですか。

○岡村政府委員 今回の改正が八回目でございます。過去七回の改正が行われておるわけでございます。五十七年の七回目と今回の場合は、制度発足当初にさかのぼると申しますか、昭和二十五年当時を基準といたしまして計算をいたしておるわけでございます。それ以前の、六回以前の改正につきましては、その前の、六回の場合は五回の改正時点における金額、ここをとりましてその後の賃金の上昇あるいは物価指数の変動、こういったものによって引き上げの金額を算出してゐるところであります。

○冬柴委員 なぜ変えられるのですか。それから、今回は全国消費者物価指数というものをいかにいたしましたけれども、それ以前は、ある場合は東京小売物価指数、東京消費者物価指数、それから全国卸売物価指数、こんなもので用いて計算されたこともあります。一体どういう基準でこういうものをお出しになるのか。ある場合は東京の卸売物価指数というようにあるものをお用いになって、これは全国に適用されるわけですから北海道の人にも九州の方にもこの数値になるわけですけれども、なぜそういう区々になるのか、その点を御説明願いたい、こういう法案の資料として一回分だけ出されるというのは私はアンフェアだと思ひます。やはり過去どういふような数値を用いられてどういふようにされたのか、そういうものの流れも、もし今後やられるのであればぜひつけてもらわないと、これ一つだけばんと出されたのでは、昭和二十五年の一日平均現金給与額が四百四円、こう言われてもわからないです。少し注意深く前

にさかのぼった、ある場合は三百五十二円にない、ある場合は三百二十三円、非常におかしいといふふうな気がつくわけですが、そこら辺はどういう配慮からこういうことがなされたのでしょうか。その点について説明を願います。

○岡村政府委員 過去七回にわたります改正、すなわち金額の引き上げにつきましては、基本的には賃金の上昇、物価指数の変動、この二つの要素を勘案いたしておるところでございます。その意味におきましては基本的には一貫はいたしてゐるところであります。しかしながら、御指摘ありましたように、例えば物価指数につきましては、一回目と二回目の改正のときには東京の小売物価指数とか東京の消費者物価指数も、全国の物価指数とあわせて参考をいたしてゐるところでございます。三回目以後は全国の消費者物価指数をとらえてゐるところであります。この点につきましては、やはりできるだけ物価の変動等を的確にとらえまして、補償の改善と申しますか、引き上げを図ろうとする努力のあらわれといふふうに御理解をいただければありがたいわけでございます。

また、資料に過去の数値が出ていないという点でありますけれども、これはできるだけ簡潔明瞭な資料にしたいということで、今回のような資料を従来大體お渡しをいたしておたところでございます。この点につきましては、今後ともさらに一層どうすれば簡潔明瞭に漏れなく記載できるかというように点につきましては検討いたしてみたいと思つております。

○冬柴委員 刑事局長、今いろいろな物価指数を参考におしやいました。それから、そういうことにより、より正確に引き上げを図る、そのようないふ気持ちでこういう指数を用いた、こうおっしゃいましたけれども、結論は全く逆でございます。その卸売物価とか消費者物価指数というのは賃金上昇率に比して非常に低いのです。今回のこの二つの指数を比べまして、賃金については一〇〇に対して三九五四という数値が出ていますけれども、三十九倍に上がつてゐる。しかし消費

者物価は七二七、すなわち七倍にしか上がつてない。そうすると、三十九倍のものを七倍に薄めたことになるのじゃないですか。したがって、一日当たり補償額が低くなるのです。ですから、これについて余り議論を始めますとちよつと先へ進めませんので、この程度で切り上げますけれども、決してこういうような指数を導入することが補償額の引き上げには裨益せず、かえつて引き下げに使われていると、学者はそういうふうに批判してゐます。結論的にも、一日当たりの賃金額は改正ごとに割合が下がつてきてゐるといふ客観的事実があります。これはまた後に指摘いたしますけれども、そういうところから、私は、こういう補償額を求めるのにそういう消費者物価とか、いわんや卸売物価指数などを用いることは許されないと

いふふうに考へております。

次に進みますけれども、現行の刑事補償法というのは周知のとおり二十五年に施行された法律でございます。その施行時には、抑留または拘禁による補償はその日数に応じて一日二百円以上四百円以下の割合、このようにされておりました。この法制定の際の衆議院法務委員会の議事録を調べてみますと、政府委員の答弁は、なぜ二百円以下にしたかということについては、「昭和二十四年五月における男子工業平均賃金は一日三百七十四円、坑内夫四百二十九円、交通業約三百五十四円、業種別労働者平均賃金一日三百五十二円、職人一日四百四十八円といふような金額を考慮いたしまして、結局、一日二百円以上四百円以内」といふところが、大體適正なところではなかつたかといふような結論に達した次第であります。このように述べていただけるのですけれども、それは御確認いただけたらいい。

○岡村政府委員 そういう答弁を政府委員がいたしてゐることは、議事録上明らかであります。

○冬柴委員 また、この四百円の中に精神的苦痛に対する慰謝料、これが含まれてゐるかどうかといふ点につきましては、政府委員はこのようにお答えになつてゐます。「お尋ねのように、確かにこ

れは経済上の損失といふもののほかに、さらに慰謝料も含んでいなければならぬ」と考へるのであります。「先ほど申し上げました平均賃金といふようなもの、あるいは実際の賃金といふようなものから、その本人の生計費などは差引かるべきものと考へるのであります。かような点がマイナスになり、一方慰謝料相当のものがプラスになる、そのようなところを勘案いたしまして、「妥当ではないか」といふような結論に達したわけでありまして、このようにも答弁してはいただけますが、これも確認されますか。

○岡村政府委員 そのとおりであります。

○冬柴委員 この二つの思想というのは、現在もお維持されてゐますか。

○岡村政府委員 財産的な損害と慰謝料と申しますか、そういった両方が含まれておるといふことはそのとおりであります。

また、平均賃金を基準として二百円以上四百円以内ということが定められたかどうかといふことにつきましては、当時の政府委員が「現在の平均賃金を考慮して定めたのでありますけれども、平均賃金からただちにこの金額になつたわけではないのであります」といふような答弁もいたしておりました。要するに平均賃金等も参考にいたしましたので、二百円から四百円という金額が定められたものと理解いたしております。

○冬柴委員 そうすると、この昭和二十五年といふものを一つ基準にとるならば、私はこれも不満足なものでございまして、一応それを基準にして時の修正をするといふことになれば、いわゆる二十五年度の三百五十二円対四百円、それから今回の改正であれば一万五千九百七十七円対々、こういう単純な計算方式で改正値を求めるべきではないか。そうしますと、計算上によればそのやゝ一万八千五百四十四円、こういうふうになるはずでございます。したがひまして、今回の改正案は、もし二十五年度の思想で計算をするならば千四百以上一万八千四百以下といふような改正になるべきではないかといふふうに思つておられるけれども、その点に

ついではいかがですか。

○岡村政府委員 補償金額の上限の定め方につきましては、いろいろな考え方があろうかと思っております。しかしながら、私どもが考えておりますことは、刑事補償法が制定された当時の補償日額の上限は平均賃金から直ちに出てきたものではないわけでございまして、平均賃金もまた参考資料としては重要な要素でございまいたけれども、その他物価とかあるいは証人の日当の額、こういったものも考慮いたしまして四百円と定められたというふうに理解されるのであります。

また、その後の七回にわたります改正の際には、いずれも先ほど申しましたように賃金の上昇と物価の変動という両方の要素を考慮合わせまして引き上げが図られてきておるといふ現実の姿でもあるわけでございまして、そういった流れを踏まえまして、今回もできるだけそういった賃金の上昇なり物価の変動に応じて引き上げを図りたいということであるという数字が出てきたところであります。

○冬柴委員 刑事局長は、その二十五年度の制定期にその金額をいかにすべきかということの委員会審議の議事録をお読みになったと思えますけれども、四百円ではいかにも安過ぎる、慰謝料も含めてですね。そういう議論がなされたのに対し、今日の、ということとは二十五年度ですね、終戦間もない二十五年度の日本の財政を基本的に立て直そうとしておるといふ司法部の考え方としては、また、国民の利益を保護するといふ意味においては、交付する場合、その点は、というのは金額の点ですけれども、将来に保留をしておいた次第であります。すなわち、その金額が低きに失するとは思いませんけれども、今、日本は財政的に苦しいからその点については将来見直すとしても、今回は四百円でやっておこうじゃないかというふうな跡が残っていたと思うのですけれども、その点いかがですか。

○岡村政府委員 やはりこの刑事補償金は国民の税金で負担されるわけでございまして、国家財政

上の見地というものを考えて、その枠内と申しますか、そういう中でこの金額が決められていかなければいけないわけでございまして。私どもはいたしまして、その引き上げにはできるだけだけの努力はいたしておるところでございまして、先ほど来申し上げておりますような物価の変動とか賃金の上昇、こういったものに合わせましてできるだけ努力はいたしておるつもりでございまして。

○冬柴委員 この法四二条二項によりまして、この補償金の額を定めるには、「得るはずであった利益の喪失」、すなわち得べき利益の喪失額のほか、精神上の苦痛その他の一切の事情を考慮する、このような規定があります。このような立法趣旨に照らして、ここに言う得べき利益の喪失額を、例えば本年度でいえば約一万六千円というものを大幅に下回る、外で自由に働いている人の賃金よりも、拘束されている人の、しかも客観的にはゆえなく拘束された人の補償額がそれよりも著しく低いということは、この四二条二項の立法精神に照らして相矛盾するのではないかと、このように私は考えるわけですね。

それで、新憲法下における刑事補償というものは、もちろん憲法四十条で独立に、憲法七条の国家賠償の規定があるにかかわらずこれをまた重ねて規定されたという趣旨から考えても、旧補償法のいわゆる同情慰謝の意を表する金一封という精神とは根本的に違ふということ、もう何人も争えないと思うわけでございまして。そのことを考へてみますと、一万六千円の常用労働者の約六割にも満たない金額の補償額を最高額と今回定めようとしているわけですが、これは著しく低い、憲法制定時に遠く思ひ及ばなかったところではないか、憲法違反じゃないか、このように私は考えるわけですね。昭和二十五年度のあの苦しい時代ですら、常用労働者の賃金と四百円とを比較したときには一・一三倍になっていたと思うのです。それが今、この豊かな日本の中で、外で働いている自由な人の六割にも満たないということはどういうことですか。私は、これは憲法違反で

はないかということを考えているわけでございまして。その点についてはどうでしょうか。

○岡村政府委員 刑事補償法は、国家賠償の一つの形態であるわけでございまして。元来、賠償義務が発生いたしますのは、行為者に故意あるいは過失があった場合に生ずるというのが近代法の基本的な考えであるわけでございまして。しかしながら、刑事補償法は、故意または過失を要件といたしませんで、身体拘束がなされた者について無罪の裁判が確定いたしましたときには一律に定額を補償しようとする制度であります。そういう制度であるということ考えますと、損失の全額を完全に補償するということはやはり本制度の趣旨ではないかと思うわけでございまして。故意過失を要しない一定額のものだけを迅速に補償しようというところに、本制度の趣旨があるわけでございまして。

したがって、刑事補償法の定めます補償金の額がやはり相当な補償というふうに認められるならば、それは憲法四十条の趣旨に沿うものであるというふうに考えられるのであります。御指摘のように、常用労働者の一日平均給与額に比べれば低いわけでございしますが、そのことから直ちに憲法四十条に違反するものではないというふうに考えているところでございまして。

ただ、そうは申ししても、私どもも、この引き上げにつきましてはこれまで、過去七回にわたって引き上げを行い、また今回八回目の引き上げを行おうとしている点からもおわかりいただけますように、やはりできるだけ金額を引き上げまして補償の充実を図るべく努力したいという気持ちは持っているところであります。

○冬柴委員 名目額はなるほど上がっていますけれども、これは制定当時は、先ほど言いましたように常用労働者の一日平均賃金に比べまして一・一三倍ということで、常用労働者よりも多かったわけですね。当たり前だと思うのですけれども、それが改正を重ねるたびに、〇・九二になり、〇・八〇になり、〇・五七になり、〇・五四になり、そして

〇・五三になってくる、そういう研究もありまして、これはしかし、名目額が上がったって、いわゆる労働者の賃金に比べて実価が下がれば、それが余りにも著しくなるときには憲法違反ということが起こるのではないかと、私はこういうことを指摘しているわけでございまして。

法務大臣に申し上げたいのですけれども、こういう事例がありました。昭和二十五年に、弘前大学の教授夫人殺しという事件がございまして、この犯人として起訴されて、一番無罪だったのですけれども、二番で取り消されて懲役十五年、上告棄却されて十五年が確定いたしました。仮出獄するまでこの人は十年服役をされました。ところが、その後真犯人が御承知のように名のり出たのです。私が殺したんだと。それで、その十年服役した人が再審を当然求めまして、無罪になったのです。これが昭和五十二年です。二十七年間、人殺しにされたわけですね。それで、この起訴前の勾留とそれから刑の執行を合わせますと四千三百七十四日拘束されたようですね。全く人違いですね。

それからもう一つ、これも有名な事件ですけれども、大正四年に強盗殺人を犯したということで無期懲役刑に処せられた人がいたのです。この人が、これも仮出獄されたのでしようけれども、七回再審をやりまして、七回目の再審でようやく認められて、無罪だ。これが五十二年です。実に六十二年間、この人も刑事補償を求めました。

このように、全くの人違いによって、樂しかるべき青春時代を含む二十七年間を冤罪に泣いて、しかも自由を拘束された、こういう人、実に六十二年間無事に人生のすべてを奪われた人、こういう人がいるわけですね。現実にいるわけですね。この人たちに慰謝料を含む刑事補償額が、外で自由に働いている人の賃金の六割しかやらないというふうなことが許されるのでしうか。私は、許されない、こういうふうに思うわけですね。

なるほどその補償金というのは国民が税金をもつて負担するわけですが、国民は、私も

亡くなられた方が一名ということだったのですが、その後上海の外事弁公室からの連絡によりますと、十一人の日本人の方が亡くなられたということでございます。現在我が方の上海の館員が病院を先生方と回りながら確認に努めているところでございます。

なお、上海の総領事館に事故対策本部を設けたのとあわせまして、在國の大使館にも直接指示をいたしまして確認を求めていますと同時に、上海の事故対策本部を強化するために館員を現地に派遣して、今万全の備えをしているところでございます。

今の御指摘のとおり、御家族の皆様、一刻も早く現地に行きたいということで、今チャーター便の用意ができていますけれども、

も、私どもの方では、家族の皆様方の旅券の緊急発給を初めとする渡航についての全面的な便宜をお図りするように努力いたしております。また、現地にお入りになってからのいろいろな御活動にも支障のないように、万全の備えをしております。

○林田國務大臣 この件に関しましては、けきの閣議におきまして文部大臣から御報告があり、また、それに対して外務大臣、運輸大臣からも、できるだけの協力を、こういうことでございしました。

それで、今聞いておられますところは、まだ列車の中のドアが、閉じ込められる状況になっておりまして、したがって中の状況がよくわからないということだそうでございます。

そして、ただいま外務省から御報告ありましたように、生徒の家族がきょうの午後三時に高知空港発の特別機で訪中を希望しておられることだそうでございます。そこで、法務省の高松入管といたしましては、国内空港である同空港からの出発を認めますとともに、係官を空港に派遣をいたしまして出国審査を行うなどいたしております。

○冬柴委員 非常にきびしくやっておりますと評価いたしますけれども、なお十分にこのような対策は講じていただきたい、このように思います。

文部省も来ていただいているようでございす。外国へ相当な数が今行かれるということをお聞きしたわけですけれども、外国の実情とか、この事故が起ったところも、引き込み線が非常に複雑に敷かれていて、違ふところに入つてまた戻つたりすることが平素頻りにあつたようなことも新聞に書かれておまして、そういうような実情とかいふものは外務省に照会をし、このかどうか、その点について文部省からお答えをいただきたいと思ひます。

○森説明員 御説明申し上げます。文部省といたしましては、先ほど先生おつしや

いましたように、海外への修学旅行と申しますのは、国際化が進展する中で、若い高校生が外国を旅行いたしまして外国の文物に直接親しく接する機会を得ることは大変意義があるという見地から、これを前向きに評価しているわけでございす。

従来、文部省が昭和四十三年に修学旅行についての通達を出しておまして、当時の情勢としましては、まだ海外旅行というものが、飛行機の利用を含めまして余り頻りに行われていなかった時代でございました。しかし、その後このやうな状況になりましたので、本年一月、海外への修学旅行を実施するに当たりまして、その実施のねらいとか教育的意義を明確にしてほしい、なかんずく生徒たちの健康管理とか安全の確保、それから交通機関の状況、条件等を十分慎重に検討してほしい、また、こういった海外への修学旅行については保護者の理解を十分得ることに留意していただきたいというやうなことに、改めて都道府県等を指導したわけでございす。

そこで、建前といたしましては、こういった高校生等の海外への修学旅行は当該学校が中心となりまして十分慎重に検討して、県の教育委員会等とも相談をし実施に踏み切るわけでございすけれども、私どもといたしまして、今回のこういった大変不幸な突発事故につきまして、実は本日初中局の關係官を高知に派遣いたしておりますが、それらを含め、今後十分調査分析の上、海外修学旅行の意義そのものは踏まえつつ、さらにそのあり方について研究いたしまして指導し、また、やれることは文部省としてもこれまで以上にやつてまいりたい、そのように考えております。

○冬柴委員 文部省におかれては、外務省等とも十分連携をおとりいただいて、外国事情というものを十分学校にも知らせるというやうな配慮をぜひ今後ともよろしく願ひしたい、このように思ひます。

次に、これもきょうの新聞に、外国人の在留資格を見直すということで、大臣がきのうで

記者会見で発表されたやうでございすし、また、入管局長も自民党の法務部会等で報告されたやうでございすので、その中で、結局単純労働者の受け入れを見送るというその点に絞つて結構ですけれども、若干御説明をいただきたいというふに思ひます。

○熊谷政府委員 単純労働力の受け入れをめぐる問題につきましては、今のところ、これを受け入れてもいいではないかという議論と受け入れるべきではないかという議論が、伯仲というよりは受け入れるべきではないとする意見の方が多いように私ども見受けられておりますけれども、まだ議論が分かれておるところでございす。

きのう法務大臣から記者会見で明らかにいたしました今度の入管法の改正は、出入国管理をめぐる現在の状況に対処しまして、これまで必ずしも透明ではなかった部分とか、それから在留資格の規定ぶりからは余り明確ではなかったというやうな面があったことを是正いたしまして、必要と認められる限度の対応をとりあへず行つていくことで、現在問題になっている外国人労働の導入を含む諸問題の検討の結果をとりあへず法改正に盛り込んでいくことでございす。

お尋ねの単純労働者の受け入れにつきまして、単純労働力を受け入れた場合にいろいろな社会的、経済的影響その他、今後の日本の社会のあり方等にまで影響があるというやうなこともございすので、なご多角的な角度から慎重に検討を行うことが必要だということでございまして、今後關係省庁との連絡協議を重ねつつ、有識者等のお考え、それから国会関係者のお考え等もお聞きしながら、できればこの改正に盛り込む可能性も含めまして考えていきたいというふに考えておるわけでございす。

○冬柴委員 きのうの新聞ですが、バングラデシユの人が東京の品川で絞殺された、どうもその人は、バングラデシユから日本に来ている人のいわば仕事の手配師というか、そういうやうな人だったということが書かれています。

単純労働者の受け入れの問題で、バングラデシユとかパキスタンの人が随分たくさん新聞にも登場しています。これは、入管法を改正してもだめじゃないか。これは、いわば外務省の所管になると思ふのですけれども、ビザが要らない、自由に入つてこられる、それで、入つてから何かやつておられるというところで取り締まりをしたら不法在留だった、こういう後追ひになると思うのですね。そこら辺は、この単純労働の問題とどういふふうに関連しますか。その点について、東南アジア地域でビザを発給免除している国、その問題はどう考えていらつしやるのか、まず法務省からお尋ねしたいと思ひます。

○熊谷政府委員 最近、東南アジア諸国及び南アジア諸国からそういう不法就労を目的とし、かつ観光目的であると申告をして入国する人がふえたわけですね。その中に御指摘の、日本との間で査免協定を結んでおられますところのパキスタン、バングラデシユの人たちがかなり入つてきていて、数がふえてきているというのは事実でございす。

この理由を、今委員御指摘のやうなブローカーの介在というところで我々も一つの理由としてはとらえておりますが、パキスタン、バングラデシユの人たちは従来中近東の産油国等と同じやうに出稼ぎに出かけていたわけでございすけれども、最近の同地域における経済情勢の変化によりまして、戦がそちらの方になつたという事情がございす。それから、円高によつて日本で働くことが非常にメリットがあるという状況になりました結果、そういう国々から入つてくるやうになつたということが一つの理由ではなからうかと思ひます。

そのほかに今おつしやいました手配師、ブローカーの組織化というのが事実であるということが私どもも摘発を通じてだんだんにわかつてきておりまして、こういう悪質なブローカー、時には暴力団と絡んでいるというやうな、現地におけるブローカーと日本人による日本における受け入れ側

のブローカーというものの存在を十分私も認識しております。捜査当局と手を組みまして、協力しながら強力にその辺の摘発等を行っているところでございます。

○冬柴委員 査免協定の見直しなんというところは、外務省どうなんでしょうか。外務省帰られたかな。

○熊谷政府委員 パキスタンにつきましてはこのように非常に情勢が悪くなっているということもございまして、まだ省と省の間で正式な協議ということではございませんけれども、例えばパキスタンとの間で査免協定を一時停止するとか撤回するとかという話は、事務レベルでは話をしたことがございます。しかし、既に締結されました国際約束でございますので、これを撤回することは必ずしも容易ではないというふうに考えておりますが、その方向での話し合い、努力、それからこれは相手国のあることでございますので、パキスタンの政府との話し合い等も今後やはり考えていくべきではなからうかという議論は、両省の間ではございます。

○冬柴委員 では次の問題ですが、私はこの法務委員会に入らせていただいております。委員会でも過去何回か、それからまた予算委員会の総括におきまして、法律扶助法、法律扶助に関する基本法の制定をすべきではないか、このような提言をいたしてまいりましたし、遠藤前法務大臣におかれましては前向きに検討をしようという御答弁をいただいたおりに私理解をしておりますのでございませうけれども、林田法務大臣におかれましてはどのような認識をお持ちなのか。

この法律扶助法につきましては、先進国はすべてそのような基本法を持っております。我が国におきましてはこのような法律を持っております。私に、実情は甚だ不十分だ、私はそのように思っております。この法務委員会に籍を置かしていただいている限り継続してこの点は取り上げていきたいと思います。これはこの法律扶助法というものについてどのような

お考えをお持ちか、その点について伺いをしたいと思っております。

○林田国務大臣 法律扶助法の問題につきまして先生が熱心に考えていただいております。感謝を申し上げます。

省内におきまして今まで検討を重ねてきたのであります。実は法律扶助協会がございまして、その協会に補助金を毎年出しまして、その協会で大体遺憾なく今のところ扶助が行われておるという状況でございます。これが長く定着をしております。やがてその方法でやっていった方がよいのじやないだろうかということもございまして、なお十分検討を重ねてまいりたいと存じます。

○冬柴委員 人権擁護局長も来ていらつしやるようですので、その後何か進展したことがあるのか。かつたのか、その点についてお尋ねいたします。

○高橋(欣)政府委員 私どもの方でもいろいろ検討はしております。私どもの方でもなかなか難しい問題が壁になっておりました。ここで進展しておるというようなお答えを申し上げる段階には至っておりませんので、御了承願いたいと思っております。

○冬柴委員 その際も御指摘申し上げたのですけれども、法務大臣、昭和五十九年、サッチャーさんは三億イギリス・ポンド、邦貨に直して約一千億円を法律扶助基金に拠出をされている。イギリスは人口は半分ですね。我が国は、確かに法務省御努力していらつしやることもよくわかりますけれども、法制度は違いますが、今年度の法律扶助協会に対する補助金と申しますか、それはたしか八千四百百万ぐらいであろうと認識しておりますけれども、懸隔非常に甚だしいものがある。私は、現状が決して十分なものではない、ということをもた追って申し上げることとして、法務大臣、この点につきましてぜひ問題意識をお持ちいただきたい。今後継続して前向きに検討していただきたい。その際、外国ではどうなっているかということも十分調査をしていただきたいものだ、このよ

うに思いますので、よろしくお願いいたします。次に、これも提言でございませうけれども、最高裁判所の中には非常に立派な図書室がございまして、内外の法律文献というものが整備されております。私もその中へ入らせていただいて、すばらしい図書館だな、こういうところへ自由に調査に入れたら、あるいは今コンピュータも発達してありますので、端末機を用いてそういうものが外からでも検索ができればということをかねて思っております。調査してみますと、あれは国立国会図書館の何か分室のようになっていくようにございませうけれども、申しわけないのですけれども一般の人が最高裁判所の中へ本を見せにくというところに入るのはどうも入りにくいし、それはちよつとどうかと思うのです。

そういう意味も含めまして、ここで国立の法曹図書館というものをひとつつくつていただいて、法律というものは特に文献の検索、調査、判例とか、そういうものが非常に重要でございまして、また、国際化時代ですから、外国ではこの点についての法制度はどうなっているだろうかというところを文献を通じて調査するという作業が非常に多いわけで、そういう意味からぜひ国立の法曹図書館といいた方がよいというふうな思っております。その点いかがでございませうか。

○林田国務大臣 私も、先生のおっしゃいますような図書館につきましては、御承知のようにならう。現在法務省におきましては、御承知のようにならう。国会図書館が国立国会図書館の支部図書館としてございまして、国会図書館及び各支部図書館との間の相互の連携のもとに、法曹界に対しまして各種のサービスの提供をいたしております。

実は今、国会図書館におきましては第二国会図書館をつくらうという動きがありまして、その図書館を京都、大阪、奈良の中間の京阪奈丘陵の文化芸術研究都市であります。そこに立地しようという動きがあるわけでありまして、国会図書館におきましては、既にイギリスの有名な図書館、

先生も御承知と思ひますが、これは世界的に非常に有名であります。そういう図書館がコンピュータを利用してまして各地域の図書館と結んで、各地域の図書館はその中央の図書館から検索ができる、こういうシステムが整っております。これは世界的なコンピュータによりまして、検索が行い得るわけでございます。だから、そういうものを第二図書館としてつくりまして、その中におきましても法曹関係も入り得るというようになつたらいののではないだろうかと思っております。国会図書館の方にもお願いを申し上げたいと存じておるよう次第でございませう。今後とも御援助のほどをお願い申し上げます。

○冬柴委員 最高裁からも山口総務局長が御出席のようですので、この私の考え方、最高裁の中には確かに立派な法律専門書や蔵書が整えられておりますけれども、やはりちよつと入りにくいといひますか、入れないのではないかと思ひます。その点どうでしうか、今のような発想は。

○山口最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のように、最高裁判所を初めといたしまして、各裁判所におきまして事件処理上必要な判例その他の文献類を備えているわけでございまして、これらの判例、学説、文献等の御利用につきましては、部外者の方々にも開放はいたしております。最高裁の図書館におきましても、二五%ほどの方々は部外者でございませう。ただ、御指摘のようになかなか入りづらい面もないわけではなからうと思ひます。

それはそれといたしまして、ただいま冬柴委員御指摘の国立法曹図書館というお話、これはまさに雄大な構想に基づくお話でございまして、これはそれぞれしるべき方々で御検討いただきたというふうな考えております。

それはそれといたしまして、私も判例、学説、文献等の検索につきましてコンピュータ化をする必要があるであろうと考えております。学者の方々の立場からする検索の方法もございませうけれども、裁判所といたしましては裁判所

にとつて使いやすいような検索方法が必要でございまして、やはりキーワード等いろいろな工夫を検討をする必要があるかと思ひます。そういうふうな検索システムの開発自体今後の大きな課題と考えておりますので、各方面の御意見を伺いながら今後の方向を定めていきたいというように考えております。

○冬柴委員 きようは法務大臣及び最高裁の方からも法曹図書館といひますか、そういうものについて前向きな御答弁をいただき、非常に心強く思つたのですが、それはぜひ進めていただきたいし、三権分立ではありますけれども、国家予算の中に占める裁判所の予算は〇三何は、〇・四にいつていないと思ふのです。今言つたようなコンピュータの導入とかソフトの開発には相当長年月と費用も要すると思ひますけれども、その点も法務大臣、十分にお考えいただきまして、そういうものが一日も早くでき上がるように、そして国民の利用に、便益に供されるようにぜひお願いしたいと思ひますが、最後に一言だけお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○林田国務大臣 もちろん大きな金額を必要といたしますが、十分努めてまいりたいと存じます。それから、この際ちよつと付言をさせていただきます。きたいのですが、先ほど午後三時に高知空港から中国へ飛行機が出るというように申しましたが、午後五時に出発するようであります、百二十名ほどの者が出かけるというように聞いておりますので、申し上げておきます。

○冬柴委員 終わります。

○戸沢委員長 安藤議員。

○安藤委員 先ほどいろいろ議論がなされておりましたが、刑事補償法の補償の本質というのは一体どういうところにあるのかということを中心と確認しておきたいのです。

(委員長退席、今枝委員長代理着席)

国家賠償法に基づく損害賠償、これはもちろん憲法第十七条に基づくもので、公務員の故意過失の存在が要件になる。それから損害の証明を

必要とするという仕組みになっております。ところが刑事補償法の方は憲法四十条に基づくものでありまして、公務員の故意過失は要件としない、そして賠償の内容が法定されているというふうな違いがあるわけですが、どちらも違法な公権力の行使に基づく国の損害賠償の一種だと私は理解しております。この理解はそのとおり間違いないと思ひますが、いかがですか。

○岡村政府委員 国が、一定の要件があります場合に補償をするという点においては同じでございます。ただ要件が、先ほど御指摘ありましたように、公務員の故意過失を要件とするかどうかという違いはあるわけでございます。

○安藤委員 そこで、今回の刑事補償法改正案の提案理由の御説明を先ほどお聞きしたのです。全部は申し上げませんが、「最近における経済事情にかんがみ」というのが一つのポイントになっているというふうな伺ひがありました。そこで金額を引き上げるといふことでありますが、これは引き出された改正案の金額というのは、これは刑事補償法の四條の二項にいろいろあります。これは補償法を適用する場合の条文であります。これは得るはずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷等々、「その他一切の事情を考慮しなければならぬ」という規定になっております。この改正案も、今申し上げたのは適用の場合の話ですが、やはりそういう精神上の苦痛、普通慰謝料といふことになるのですが、これも賠償するんだ、こういうふうな考えに基づいてなされているもの、だといふふうな伺ひてよろしいですか。

○岡村政府委員 財産上の損害及び慰謝料、その両者について補償するというのがその趣旨であります。

○安藤委員 そこで、法務省からいただいた刑事補償法の一部を改正する法律案関係資料、この中に参考資料といふのがありまして、第一表、これは賃金、物価指数、それから賃金、物価指数の平均といふのがあるわけでございます。昭和二十五年当時の、現在の刑事補償法が成立したときの常

用労働者、これは一日平均現金給与額が四百四円、ここから出発しているんだということは、これまでのいろいろな本法案の審議の際にも法務省当局から御答弁があつたこととございますから、そしてこういう資料をお出しになっておられるところから拝見しますと、やはりこれがもとになつて、そして物価指数を勘案して、この参考資料の一番下の平均指数といふのを出して、これを乗じて出したのが今回の改正案の九千四百円、こういうふうな理解をされているのですか。

○岡村政府委員 この資料にありますとおり、昭和二十五年におきます常用労働者の一日平均現金給与額を基準といたしまして、その後の賃金の上昇及び物価指数の変動、これを考慮いたして計算いたしましたところであります。

○安藤委員 そうしますと、先ほどお尋ねをいたしました、精神的な損害、精神上の苦痛、こういう慰謝料も含まれておるんだといふふうな伺ひに、おっしゃつたのですが、今のお話からすると、この慰謝料的なものは一体どうなっているのかという気がするのですが、これはどうですか。

○岡村政府委員 刑事補償法が制定されました当時は、上限が四百四円であつたわけでございます。この四百四円という金額の中に財産的損害と慰謝料が含まれるんだといふことであつたわけでございます。そこで、この四百四円を基準といたしまして、

先ほど申し上げました賃金の上昇、物価指数の変動、これを考慮いたしまして計算いたしましたのが今回の金額でございます。したがって、そういう意味で当初の四百四円、すなわち慰謝料と財産的損害を含みます四百四円というものが基礎にあるわけでございます。そういう意味におきまして、今回の上限額の中にもその思想がそのまま引き継がれておることになるわけでありまして、

○安藤委員 それはなかなか苦しい答弁じゃないですか。

二十五年当時の四百四円の中に慰謝料が入つてい、私はそんな御答弁をなさるとはちつとも思ひなかつたですね。今言つております、この法務省

からいただいた参考資料、この賃金のところを見ますと、昭和二十五年当時、一日平均現金給与額四百四円、そして、その当時の一日の上限の四百四円、これは慰謝料が入つておるんだ、どこからそんなのが出てくるのですか。これはそのものずばりじゃないですか。それでも細かいことを言へば少ないですよ。だから、そのお考えでこの法案を出された、この九千四百円を計算された、これはどう考えてもおかしいと思ふのですが、どうですか。

○岡村政府委員 お手元の資料の四百四円という数字でございますが、これは昭和二十五年におきます常用労働者一月の平均現金給与額を二十四という数字で割つたものであるわけでございます。したがって、四百四円という数字が出てきておるわけでございます。なぜ二十四で割つたかと申しますと、これはその後の労働時間の短縮等も考慮いたす必要があるといふことで、いわゆる労働日数と申しますか、一月の間の平均労働日数を二十四という数字を見て割つたのがこの四百四円という数字になるわけでございます。したがって、刑事補償法が制定されました当時の上限額であります四百四円がストレートにここに言う昭和二十五年の四百四円に結びついてくるわけではないわけでありまして、

○安藤委員 どうもよくわからないのですが、二十五年当時四百四円だ、今おっしゃつたような二十四で割つてというお話はそのままお聞きいたしますが、それで結局二十四で割つて一日の平均給与額が四百四円でしょう。そしてその当時の額が四百四円、これは慰謝料はどこへ行つてしまつてい、るなどと思ふのが一番素直な見方だと思ふのですが、そういうお考えだとすると、これは相当問題じゃないかなという気がするので、この四百四円の二十五年当時の金額、上限の額、これにも慰謝料が入つておるんだ、こういうふうな御趣旨で

すね。ところで、これまでの本法律の改正案が出されましたときにいろいろ議論をなされておるのです

が、その中では、おっしゃったようなことにも少しは近いのかと思ってお聞きしておったのですが、まず一日平均賃金がある、そして生計費、この分は差し引くんだ、それから慰謝料、いわゆる精神的な苦痛を損害賠償する、そのものをつけ加えるんだという話があるのですが、そういうような方法で今回も九千四百円というのをはじき出されたわけですか。

○岡村政府委員 刑事補償法が制定された当時の四百円といふ金額の中には財産的損害と慰謝料を含む、こういう趣旨であつたわけでありまして、ただ、そのうちの部分が、幾らが財産的損害で幾らが慰謝料かという点については分けがたい点があるわけでありまして、刑事補償法制定当時の政府委員の説明によりますと、当時の業種別労働者の平均賃金が一日三百五十二円であつたといふことを言っておるわけでございます。この平均賃金を考慮して定めたものではあるけれども、平均賃金から直ちにこの四百円という金額が出たわけではないといふこと、また本人の生計費などは本来差し引かれるべきものであつて、そういうマイナス面があるけれども、一方、慰謝料相当のものがプラスになる、こういうような面もあわせて平均賃金の三百五十二円というものも考慮して上限を四百円というふうに定めたものであるといふ説明をいたしてあるところでございます。

この四百円が一応の基準となりまして、その後の賃金の上昇とか物価の変動を考慮して逐次上限額の引き上げが図られていくところでございます。そういう意味におきまして、今回改正で引き上げようといふ九千四百円という金額の中にも、財産的損害と慰謝料、この両者が含まれていくわけでありまして、ただこの場合も、やはり幾らが財産的損害で幾らが慰謝料かということは分けがたいといふことであります。

○安藤委員 これまでの刑事補償法の改正案に対する議論の中で、今おっしゃったように、物質的な損害、それと精神的な損害、これと一緒に入れるのである、先ほど言いましたように、生計費を

差し引いて、そして精神的な損害、いわゆる慰謝料、これをプラスして、細かい計算をしたわけではないけれども、それでプラス・マイナス相殺をされて大体平均賃金額に近いところに落ちついてきておるのだ、生計費と慰謝料が大体相殺されておるのだという説明がなされてきておるのですが、今回もそういうようなお考えに基づいてはじき出されたということではないのですか。

○岡村政府委員 生計費と慰謝料が相殺されるというほど厳密なものではないのだからと思ひます。平均賃金というものを一応の参考といたしまして、生計費は差し引かれるべき要素ではないか、マイナ要素であるのだ、しかしまた慰謝料はプラス要素であるのだ、その辺のところを考慮して金額を決める、こういう考えであると思つております。

○安藤委員 それは、ほとんど同じ金額として法律で言ういわゆる相殺といふのは難しいだろうと思ふのですが、大体そういう答弁をなさつておられると議事録を読んで思つておるのです。もともと精神的な苦痛といふのは、身柄を留置、拘禁されてひどい目に遭つておる。これはもういふまでもない話だ。それはもう先ほどいろいろ議論がありました。尽くせは幾らでも出てくる話であります。今度のこれを見ますと九千四百円といふことで、この参考資料を見ますと、一日平均現金給与額一万五千九百七十七円、物価指数を平均して九千三百六十四円となる、それで九千四百円だ、こう出てくるのです。ところが、平均現金給与額から生計費を引いた、九千四百円というのは生計費を引きつ放して、細かい計算はともかくとして、考え方として、あるいははじき出す過程として、これは慰謝料プラスになつておるのだらうかなと思ふのです。だから厳密な意味での相殺といふことではないのですが、これまで法務省の方から答弁をなさつておられるところを見ますと、きつとした、厳格ではないけれども、大体丸いところで、生計費を引いて、そして慰謝料プラスといふことになつて大体相殺をされるとい

う、そういう考え方でおるのだ。ということになりまふと、もちろんこの金額、これで結構だと言ふわけじゃないのですが、やはりこの一万五千九百七十七円のところへ戻つてこないとおかしいのじゃないのかというふうにお思ふのですが、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○岡村政府委員 この補償金の上限額をどのようになつて設定するかといふことにつきましても、いろいろのお考え方があつたかと思ふものであります。御指摘の点は、一日当たりの平均給与額を上限に持つていくべきではないかといふことであらうかと思ひますけれども、これまでの経緯から見まして、先ほど来申し上げておりますように、制定当初に四百円といふ金額を定めたときにも、こういった賃金の問題のほかに物価の問題その他を考慮いたしてこの金額を四百円といたしたところでありまして、その後七回にわたります引き上げが行われておることでありますけれども、この際もやはり賃金の上昇、物価の変動、この両者を見ながら引き上げを圖つておるという現状にあるわけでございます。そのこと自体が直ちに不合理なものではない、また不相当なものでもないといふふうに考えているところであります。

○安藤委員 これは何度も言うようですが、いただいた参考資料のこれによつて、一日の平均給与額は昭和二十五年当時四百四円、その当時の上限が四百円。そして、昭和六十三年のこれは推定といふことですが、一日平均現金給与額一万五千九百七十七円、こうなつたら、普通の並びからすれば一万五千九百七十七円、きれいきつぱり一万六千円、こうしなければどうしてもおかしい。それから、先ほどの生計費を引いて云々、それから慰謝料プラスといふことから考えても、大体この一万五千円なり一万六千円ぐらいのところへ落ちつかない、慰謝料なんといふのはどこかへ吹っ飛んでしまつておるんじゃないのかというふうには思ふのです。それで、そういうことからいふと、基本的にはその間違つていない、そう不相

当なものではないといふふうにおつしやるのですが、慰謝料を全然含まない。

それから、先ほどもちよつとお話がありました、昭和七年の旧刑事補償法のときは五円でしたが、その当時は二円何十銭ぐらいですからね、平均給与額の倍以上。しかも、そのときの国会での審議のときは、川崎さんという政府委員の方がおつしやるのですが、「賠償ノ意味デナクシテ、慰藉ノ意味デアルノデアリマスカラ、随デ此金額ノ安イノハ当然デアリヌナリマス」と。平均賃金の二倍以上であつても安いんだといふことを認めてみえるのです。そういうような考え方からすると、最初にお尋ねしましたように今度は賠償なんですから、慰謝じゃないのです。となると、これはべらぼうに安いといふふうには私は申し上げようがないと思ふのです。

そこで、これはちよつと前になるのですが、今度検事総長をおやめになられるのですか、あるいはなられたのですか、伊藤榮樹さんが刑事局長当時に、前にこの法案の改正案の審議のときにもお尋ねしたことがあるのですが、やはりそういう尋常だといふ事態になつてきたら抜本的にこれは考え直さなくちゃいかぬなと思つておるんだといふことも答弁しておみえになるのです。だから、先ほど来申し上げておりますように、これは全く異常、べらぼうに安いといふ言ひがたい。平均給与の倍である五円といふときでも、これは慰謝であるから安いのは当たり前だ、こう言つておられた。一日平均給与額よりも相当少ない。そしてこれは賠償だとなつたら、これはおかしいですよ。だから、刑事補償法の賠償額、補償額といふのはこの際根本的に考え直していただかなければならぬときに來ているんじゃないかというふうに思ふのですが、大臣、その辺のところ、一遍抜本的に考え直していただくという方向で、いい答弁をひとつお願いしたいと思ひます。

○岡村政府委員 まず、私から御説明をもう少しさせていたしたいと思います。先ほど来からお話のありましたように、刑事補

償法は国家賠償の一つの形態であるわけでございます。元来、賠償義務が生じますのは、行為者に故意または過失があった場合に生ずるというのが近代法の基本的な考えであります。しかしながら、刑事補償法は故意過失を要件としないで、身体の拘束をなされた者が無罪の裁判が確定いたしましたときには、一律に定型的な補償をしようとするというのが基本であるわけでございます。言いかえますれば、損失の全額を完全に補償するということ、それはこの刑事補償制度の予定していないところでありまして、したがって、刑事補償法によりまして補償を受けまして、さらに国家賠償法によって賠償を請求することは可能であるわけでございます。戦前の刑事補償の当時は、一日五円以下ということでございましたけれども、この当時はたしか国家賠償法というものがなかったと思っております。

そういうようないろいろなことを考え合わせますならば、今度引き上げようといはします九千四百円という金額も決して不当に低いものではございませんで、憲法の要請しておりますところの補償を満たし得るものである、相当な補償であるというふうに考えているところでございます。

ただ、それは申しまして、この補償金の引き上げということにつきましては、私どもかねがね努力をいたしているところでございまして、過去七回にわたって引き上げを実現いたしているところでございまして、今回は八回目でございます。今後とも、諸般の事情を考慮しながら引き上げへの努力はなお続けようと思っております。

○林田國務大臣 今回の改正案は、経済上の変動その他もろもろの事情を勘案いたしまして、法務省といたしましては最善の案を提案しておるような次第でございます。しかし、仰せのように十分とは申せない点もありますので、今後法務省もまた、最高裁を助けながら、ともにさらに検討をし、努力をしてみたいと存じます。

○安藤委員 せいぜい御努力をお願いしなければ、しかも抜本的に一遍考え方を変えていただかねば

ならない状況にあるということ再度指摘させていただきます。時間関係がありますからほかの問題に移りたいと思っております。

この刑事補償法と連動することになっております被疑者補償規程の関係についてお尋ねをしたいと思います。

被疑者補償規程の第四条、ここに被疑者補償規程に基づく補償の立件をする場合が三つ挙げてあります。この各号の立件数はどういふふうになっておるのか、これはずつと昔からというわけにもいかぬですが、お調べいただくようお願いしてあったのですが、昭和五十八年から六十二年の五年間のものを、ひとつどういふふうになっておるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○岡村政府委員 昭和五十八年の立件人員が二十七名であります。五十九年が三十三名、六十年が二十六名、六十一年が二十五名、六十二年が二十一名であります。

この内訳は、嫌疑なしとかあるいは罪とならずといったようなことでありますが、本人の申し出がありまして数字をその内数として申し上げますと、五十九年が三名、六十年が六名、六十一年が三名、六十二年が二名でございます。

○安藤委員 一号と二号の関係はどうですか。

〔今枝委員長代理退席、委員長着席〕

○岡村政府委員 その前に、一点訂正いたします。

私先ほど申し上げましたのは、いわゆる心神喪失によりまして者を除いた数字でございました。心神喪失の者も含めてもう一度数字を申し上げます。五十九年が三百三十三件、六十年が三百五十一件、六十一一年が三百五十五件であります。

それから、一号該当の分でございますが、五十八年が二十六件、五十九年が二十九件、六十年が十九件、六十一一年が二十二件、六十二年が十七件でございます。したがって、残りの二号該当で申し上げますと、五十八年が一件、五十九年一件、六十年一件、六十一一年がゼロ、六十二年が二件という数字になります。

○安藤委員 今の二号の方の数は相当少ない数になっておるのですが、これはいわゆる嫌疑不十分という場合の立件数、こういうことになると思うのですが、その場合に――それだけいいです。

○岡村政府委員 例えば告訴が取り消されたような場合は、告訴の取り消しということで処理いたすわけでございます。しかし、その中でも、例えば強姦事件で明らかに嫌疑がないという場合もあるわけでございます。ただ、この場合も親告罪で告訴が取り消されますと、告訴の取り消しという処理をいたします。そういうものがこの中に入ってくるわけでありまして。

○安藤委員 そして、これは檢察統計年報にあるのですが、五十七年からずっといたしておるのですが、六十一一年度だけ取り上げてお尋ねしたいと思っております。

昭和六十一年年度既済及び未済の人員、いわゆる不起訴理由別に書いてあるものですね。これは、業務上過失傷害、いわゆる道交法関係の違反の事件は除くというふうになっておるのです。これによりまして、嫌疑不十分の方は相当な数になっておるのですが、抑留、拘禁の関係の被疑者補償規程の関係では、先ほどもおっしゃったように非常に少ないです。先ほども一応除くとして、嫌疑なし、罪とならずが七百四十六、合計して二千八百三十六、こういう計算になるわけですね。これは間違いないですね。

○岡村政府委員 そのとおりであります。

○安藤委員 このうち身柄を抑留、拘禁された人たちの数はどうなりますか。

○岡村政府委員 嫌疑なしと罪とならずで処理いたしましたものは、大部分がいわゆる在宅でございまして、身柄が拘束されておられません。六十一一年で申しますと、身柄が拘束されました、嫌疑なしと罪とならずの理由で不起訴になりました者は二十三名でございます。

○安藤委員 そうしますと、先ほど御答弁をいただきましたが、被疑者補償事件で立件をしたのは、

先ほどの心神喪失なんかを入れると、昭和六十一年の場合で言いますと三百五十五というふうにおっしゃったですね。それから、先ほどの補償規程の四条の一号関係では二十二というふうにおっしゃったのですね。これは一名の食い違い、大したことないと言えども大したことないのかもしれないが、この一名の食い違いというのはどうなんですか。

○岡村政府委員 これは、例えば年末に不起訴処分をいたしまして、翌年早々に立件する場合もあるかと思っております。そういうものの数の違いというのが出てくる場合が考えられます。具体的にはちよつと承知いたしておりません。

○安藤委員 そうしますと、昭和六十一年の心神喪失等を含めた立件数が三百五十五、これはわかるのですが、先ほど二十三と二十二と食い違いがあります。二十二といたしまして、少ない方の数をとりまして、実際に補償された人というのは昭和六十一年度で何人ですか。

○岡村政府委員 昭和六十一年の補償人員は四名でございます。

○安藤委員 その差が相当あるのですが、これはどういふ理由に基づくものですか。

○岡村政府委員 立件をいたしましたけれども、補償規程に従いまして補償の必要がないと認めたものがあるわけでありまして。

○安藤委員 補償の必要がないというのはどういふような理由ですか。

○岡村政府委員 交通事故、すなわち業務上過失傷害とか致死事件につきましては、よく身がわり犯人が出頭してきている事例があるわけでございます。みづから身がわりになりました、自分が犯人であると言つて出頭してきたような者につきましては、補償の必要がないわけでございます。こういうものとか、あるいは補償を辞退したものなどがあつたわけでございます。

○安藤委員 二十二として、四というものは本当に少なくなつておるという気がするものですか。先ほどおっしゃつたような理由で少なくなつ

ておるといふに理解しますけれども、これは刑事補償法に連動するものとしてきちと立件をしていただいて、補償をしていただかなければならぬにもかかわらず、余りにも少ないという印象がまだ残っております。

ところで、この被疑者補償規程に基づく補償をするものについても、当然のことながらこれは予算を組んで支払うわけですね。この予算額というのは、そう古い話からは申し上げませんが、先ほど五十八年からお尋ねしましたから、五十八年から六十二年まではどういふふうになっておりますか。

○岡村府委員 五十八年以来予算額に変わりはありません。予算額は八十七万三千円になっております。

○安藤委員 変わりが無いというのは、私がいただいた資料を見ますと、もちろんその中で、その範囲内で賄われておるのです。やはり何かひっかかるのがね。そうふえないだろうというふうな見込みがあつてふやさないという方針なんではないか。何か抑えているのじゃないのかなという気がする。先ほどもちよつと、立件したのと比べて実際に補償した数が大分少ない、それから今お尋ねしておりますように予算額が昭和五十八年以来全然ふえていないということになると、先ほど来諸物価の上昇あるいは経済情勢の変化に応じてというふうなことでいろいろ考へておられるのですが、予算額が全然変わっていないというのだと、どうもその範囲内でこれはいけるし、その範囲内で賄つていこうというお考えがあるのじゃないのかなという気がするのですが、その辺はどうなんですか。

○岡村府委員 そういふことはないわけでございます。過去、例えば昭和五十三年で申しますと百一十一万六千四百余の支払い、補償をいたしているところがございます。これは、当時の予算額を上回つた金額になるわけでありまして、結局、そのときどきの情勢によりまして補償金額が多い場合と少ない場合があるわけでございますが、この数年の

年のところは予算の範囲内で処理されております。もちろんこれが予算の範囲を超えるようなことがあれば、それは今後予算の増額ということにも努めなければいけないと思つております。

○安藤委員 時間が参りましたから終わります。先ほどおつしやつた昭和五十三年の百十何万というのは、これはたしか何か大きな冤罪事件で無罪になった人がおつたのです。だから特別ふえたのでありますが、ほかには予算額以内におさまつておる。だから私がここで強調し、お願いをしておきたいのは、予算額もこうやってずつと上げていってそのままで来ている。そして、立件をしたけれども実際に補償を受けている人はずつと少ない。辞退された人もいるんだとおつしやるけれども、どうもその辺が、本当に補償をするという趣旨を貫徹し続けていただいておるのかどうか。おまえ、そう大した金額じゃないからあきらめたらどうだみたいな話もあつてはならぬことでありまして、ゆめゆめそういうふうなことがないようになつて、万全の補償をしていただくようにやつていただきたいというのを最後に大臣にお願い申し上げて、そして質問を終わります。

○林田府委員 ぬめぬめそういうことがないようになつて、万全の補償をしていただくようにやつていただきたいというのを最後に大臣にお願い申し上げて、そして質問を終わります。

○安藤委員 終わります。

○戸沢委員 此の際、暫時休憩いたします。

午後二時三十分開議

○戸沢委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。坂上富男君。

○坂上委員 刑事補償法改正について御質問を申し上げます。刑部省に御質問を申し上げます。

まず最初に、無罪等になりました。捜査、裁判が不法行為であつたとして国家賠償の訴えが提起されることとよくあるわけでございます。最近十年間におけるところのぐらゐの大体の件数でいいので

すが、件数とその裁判の判決結果についてある程度わかりましたら、認容そしてまた棄却、いろいろ分類していただいて結構ですから、お聞かせをいただきたいと思います。

○日野説明員 最近十年間におきます無罪事件の国家賠償請求事件のうち、検察官の捜査、公訴提起、裁判の違法等を請求原因とするものの件数は全部で五十三件でございます。

その裁判結果でございますが、この十年間で請求の認容されたものが二件、それから和解が一件、それから請求棄却が二十四件、それから請求の取り下げが三件、現在裁判係属中のものが二十三件、こういうことになっております。

○坂上委員 まず、認容された事件、重立った名前を言つていただいて、請求金額が幾らで、大体幾らぐらい認容になったか、その理由は大体どんなところであつたか、それから、和解というものは珍らしいのですが、どんなような和解内容になつておるのか、お聞きをいたしたいと思つております。

○日野説明員 請求の認容されたものは二件でございますが、その一つは、ちよつと長くなりますが、要点だけ申し上げますと、請求原因は、原告は殺人、死体毀棄の事実で公訴提起されまして、無罪の判決を受けたが、検察官は、警察官が別件逮捕等の違法な手段により収集した証拠の評価を誤つて原告を勾留した上、有罪判決を得る合理的な根拠が存在しないのに公訴を提起して千二百二十六日間その身体を拘束したものであつて、もう一方の原告は、これは先ほどの原告の妻でございますが、夫の方が長期間身体を拘束されたことにより精神的被害を受けたものである、これが請求原因でございます。

訴額が二千八百三十五万七千二百六十五円でございまして、五十八年十二月十六日に判決が言い渡されまして、その結果は六百七十七万七千二百七十四円、こういうことになっております。

それから、もう一つの方についてでございますが、これは請求の原因は、原告は窃盗の容疑で公訴提起され、無罪の判決を受けたが、その捜査過程において警察官が、事実を否認していた原告に対し脅迫、誘導等により自白を強要するなどの不備等を看過し、証拠の評価を誤り、有罪判決を得られる見込みがないのにその裁量の範囲を逸脱して違法に起訴したものである、これが請求原因でございます。

一番、二番でございますが、訴額七百九十萬、附帯控訴額三百九十八萬三千円につきまして、最終的に三百九十一萬六千六百二十九円及びこれに対する五十五年六月十四日からこの支払い済みまで年五分の割合による遅延金ということについて、第二審判決がおりております。

それからもう一件、和解の件でございますが、統計資料の上では和解一件ということになっておりますが、その内容の点についてはたゞいま詳細を承知しておりませんので、調べた上でまた御答弁申し上げたいと思つております。

○坂上委員 死刑判決がありまして、幾度か再審の請求をいたしましてようよう再審の請求が認められまして、無罪となつて釈放されて帰られた有名な事件がいろいろあるわけでございます。そこで、三大事件と言われておりますところの松山事件、免田事件、それから財田川事件、これについて国賠が起きたのだらうと思つてございまして、どういふ結果だつたのでございましょうか。

○日野説明員 お答え申し上げます。

まず松山事件でございますが、これは昭和六十年七月六日に訴えが提起されました。請求金額は全部で一億円ということになっておりまして、現在私どもの方では、これはまだ第一審に係属中というふうな承知しております。

それから、もう二つの免田と財田川の事件につきましては、国賠は提起されております。

○坂上委員 それから今度は、被疑者補償規程というものがあつたが、この適用によるところの過去十年間の件数と一件当たり大体どの程度の補償金額が出てゐるのかお聞かせいただき、かつ、これが運用の問題点等について御意見をいただき

たい、こう思います。

○日野説明員 この十年間でございますので、昭和五十三年から六十二年までの被疑者補償規程による補償人員の合計は、全部で九十一人ということになっております。ちなみに、拘束日数の合計は全部で八百十三日でございまして、補償金額の合計は二百八十八万八千四百円となっております。

この被疑者補償規程は、刑事補償法の日額上限額の改正に対応いたしまして、日額の上限額をその都度改定しておりますので、現行の上限額であります七千二百円となった後の昭和五十八年以降の五年間について見ますと、一日当たりの平均補償金額は六千五百円ということになっております。なお、昭和五十九年、それから六十二年における一日当たりの平均補償金額は七千二百円ということになっておりまして、補償したすべての事件が最高額でもって補償されております。

被疑者補償規程の運用に関して何か問題はないかという御質問でございしますが、私どもといたしましては、その運用に関しては現在のところ特に問題となる点はないものと考えております。

○坂上委員 これは前回の法務委員会から時々御指摘があるのでございますが、これを立法化したらいかがかというような要請が出ておるのでありますが、遺憾ながら規程のままになっておるのでございます。

これは大臣にお聞きをすることになるのであります。もしや、被疑者補償規程というものは適用していただくということがなかなか容易でないのではないかと。そうだといたしますと、今まで過去十年間のお話も今言われたような程度の状況でございまして、どうしてもやはり警察、検察庁から調べられまして、そして逮捕、勾留をされまして、その結果裁判にはならなかったけれども、無実であるという適用を受けるのが結構あるのではなからうか、こう思っております。それに對して本当に被疑者補償規程が適用になっていないのかといふと、余り適用がなされていらないのではなからうか、こんなふうに考えておるわけでござ

います。まずさしあたり規程の運用をなさっておる検察当局、今私が申し上げましたような点はいかがでございましょうか。

そして大臣、やはりこれは一種の人権保護という重要な問題でもあるわけでありまして、この際、被疑者補償規程というものは立法化するような御努力と、問題点について相当の検討をした上で、幅広くこれが適用になるような方策をひとつ講じていただけないものだろうか、こんなふうに意見を持っておりますのでありますけれども、御答弁をいただきたいと思ひます。

○日野説明員 被疑者補償規程を立法化するというたしました場合にいろいろ問題が考えられるわけでございますが、その立法化については大きく分けまして二つばかり問題が存するのではないかと一ふうに考えております。

その一つは、仮に現行の被疑者補償規程を立法化するとした場合に、例えば検察官が起訴猶予といたした処分をした場合には、補償請求権というものは認めざるべきでないというものが恐らく当然出てくる結論ではなからうかと思ひますが、仮に起訴猶予というようなことで不起訴になった場合でございまして、結局、本人からは、いや自分は起訴猶予にはなっているけれども実際は無実なんだというところで、裁判所にそれを訴えて出るということとを容認せざるを得なくなるのではないだろうか。そういうことになりまして、結局、これは起訴猶予も含めましてすべての不起訴処分について被疑者補償規程にかかります法律上の審査を行う。そういう場合には恐らく裁判所がすることになるのではないかと考えられますが、裁判所がすべての犯罪について嫌疑の有無を判断するということになる点がまず第一の問題ではないだろうかといふふうに考えております。

それから第二番目の問題といたしましては、検察官が事件の処理といたしまして罪とならずでありまして、あるいは嫌疑なしといったような不起訴理由を前提として、これに基づいて補償請求権を認めるといったような法制をとらざるを得な

いと思ひますが、結局、このことは罪とならずと嫌疑なしというふうな処分をしても、それは暫定的に検察官が行っている処分にはすぎないわけですが、それがいかにも裁判上の確定判決と同様の確定力を持つというふうなことになるのではないだろうか。これもやはり現在の刑事司法のあり方、法制的には疑義があるのではないだろうかと思ひられるわけでございまして。

このような観点からいたしますと、現在まで被疑者補償規程にかわる立法化が行われなかったというこのこともなざるわけでございますし、また、今後その立法化は適當ではないのではないだろうかといふふうに考えられます。

○坂上委員 大臣はいなくなつたんだ。結構です、後で来られてからお聞きいたします。

今法務省が言われましたことは、法務省側にとつて大変都合がいいといひますが、規程だけにしておけば都合がいいのであります。やはり被疑者の立場に立たれて、逮捕、勾留された人から見れば、これはもう何としてもそういう観点から適用をしていただきたいということがあろうかと思ひます。ですから、これは法務省のお都合であつて、本当にこれの当事者、被疑者、その人たちがから見ますとどうもそれは反対の立場に立つのであります。ひとつさらに御検討を尽くしていただきたいと私は思つておるわけでございまして。

そこで、今ありましたところの困窮がなかなか認められない、被疑者補償規程の適用も受けない、そういうような状況の中で、今この無実になった人たちのためには刑事補償法と刑事訴訟法における費用補償というものがあつたわけでございます。そこで、どうしてもやはり費用補償あるいは刑事補償法に力が入らなければ、今言つた二つの法や規程はなかなか被疑者あるいは無実の人に有効に活動していかないというふうなことから考えまして、私はどうしても刑事補償法の相当な充実を図つていただかなければならないと思つておるわけでありまして。

そこで、まず刑事補償法に入る前に、刑事訴訟法における費用補償の問題についてお聞きをしたいと思います。費用補償について、再審において無罪になった者については今までのような取り扱いになっておるか、お聞きをしたいのであります。

○日野説明員 坂上先生御案内のとおり、刑事訴訟法百八十八条の二以降には費用の補償に関する規定がございまして、この規定は、無罪の判決が確定したときには、国はその事件の被告人であつた者に対しましてその裁判に要した費用を補償する旨を定めたものである。その後に出てまいります百八十八条の六の第一項、これはこの百八十八条の二の第一項の規定により補償される費用の範囲は、被告人もしくは被告人であつた者またはそれらの弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出席するのに要した旅費、日当等並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとしておるものとされております。

先生御指摘の再審請求手続において要した費用がこの刑事訴訟法百八十八条の二の規定による補償の対象としておるかどうかが、こういう御質問であらうかと思ひますが、御案内のとおり最高裁判所の判例も、また立案当局者のこれまでの見解も、あるいはまた多くの学説もこれを消極に解しております。そして、補償の対象とはならないといふふうにしております。それが現在の実際の取り扱ひになっております。

○坂上委員 どうも今御指摘のような状況のようでございます。この再審における費用というものは、どうも検察庁あるいは裁判所においても実際に再審にかかる場合の実態というものの御理解が不足なのじやなからうかといふのが各雑誌の座談会等に言われておるところでございまして、でき得るならばもう少し幅広い解釈の上に立つて、特に再審、無罪というものはもう大変な苦勞と御努力で出てきた結果でございまして、ひとつそれに対しても何らかの費用補償といふものがなされるようにしていただかなければならな

○坂上委員 雑誌によりますと、この刑事補償法の第四条につきまして、有名な那須さん、弘前大学教授夫人の殺人事件でございましたか、それかから加藤さんですか、という方に対しまして最高の額の刑事補償基準日額を決定いたしましたわけでございます。それで、最高の決定だそうでございますので、この条文があらゆる点に合格といましよううか、解釈といましよううか、出てきたわけでございます。そこで、この解釈が最高金額を認めるののですから、この第四条第二項の解釈すべてを有効に解釈なさったわけでございます。そうだとしますと、その中に警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無についても容認されてこの補償がなつたのではなからうかと私は思っておるわけで

給すべきかということをお判断するに当たつて考慮すべき事項をいろいろ書いてあるわけでございます。最高額を出した場合にはそこに書かれていゝる条件がすべていゝわばプラスの方向に判断された結果であらうというような御意見に伺いましたが、實務では必ずしもそうではございませんで、ここに書いてあるようなものを総合判断いたしますので、例えば必ずしも故意過失が認められないといふ場合にも最高額が支払われるといふ例はあるといふふうに私どもは考えております。

参考までに、実際上どの程度のお金額が払われているかということにつきまして申しますと、昭和

そこで、一応アンケートの資料については、きのう遅かったのですが、警察当局にあらかじめお渡しをいたしまして、そしてそれを各団地の警察等に当たっていただきましてきょう御質問をさせていただく、こういうことなんでしょう。警察当局ではきのう夜遅くから準備なさいまして大変でございましたが、重要な問題の指摘だと私は理解をいたしておりますのでひとつできるだけ詳細な御答弁をいただければありがたいと思っておるわけであります。

まず一つは、昭和四十六年十二月二十四日京都

この事件につきましては、虚偽公文書作成、同行使、同じく私文書偽造、同行使という罪名で捜査を遂げまして送致をしてございます。本件につきましては昭和五十年十一月二十一日に確定しておりますが、この件にかかりました防犯係長は懲役一年、執行猶予三年、この防犯係長の指示を受けて盲目的に少年の署名等を偽造いたしました係員、これは起訴猶予になっております。

なお、京都府警といたしましては、この二名に對しまして、防犯係長につきましては懲戒免職、防犯係員につきましては諭旨免職の措置をとりました。なお、その上司たる警察署の次長につきま

しては減給処分、本部の少年課長につきましては本部長訓戒の処分をとっております。

○坂上委員 大変恐るべきことでございまして、私たちが勝手に偽造の自白調書をとられ、被害届がこれまた勝手に偽造されまして処罰を受けるなどというふうなことになるならば、これは大変でございまして。私は、恐ろしい行為が権力によって行われていることを大変恐れるのであります。

次に、二番目でございますが、昭和四十六年八月十一日、四十八年十二月六日から四十九年一月十七日の間に埼玉県警察署と浦和区検察庁で起きた問題で、これを報告いたしましたのは第二東京弁護士会の弁護士先生でございます。事件名は道交法違反、信号無視でございます。文書は実況見分調書が偽造、変造されたようでございまして、不正内容は、立ち会っていない被疑者を立会人として記載、公判中に立会人の記載を「相動務者」に書きかえたという事件でございます。この不正事実の確認は、五十年十一月二十五日東京高裁判決で右虚偽記載並びに後日の変更を認定したのであります。そして事件の結末は、五十年十一月二十五日東京高等裁判所で判決、公訴事実の証明がないとして無罪になったわけであります。多分これは第一審は有罪になったのだらうと思うのでございまして、これまた恐ろしいことでございまして。この事実の確認とその結果についてお話しをいたしたいと思います。

○田辺説明員 お答えいたします。

本件事案は、昭和四十六年八月十一日、埼玉県下で信号無視の違反を検挙いたしましたわけでありまして、その際、被疑者が違反事実を否認いたしました。そのため、取扱警察官、その事案を取り扱った警察官が、実務経験が一年未満ということで非常に浅くて実況見分にふなれであったため、参考書を見ながら実況見分調書を作成したわけでありまして、このとき、立会人欄の記載例を見ますと被疑者の氏名を書くというふうにしてあったというので、立会をしていない被疑者の氏名を記載したというところでございまして、至って初步的な

ミスというところでございます。

今後このような間違いが生じないように指導、教養を徹底してまいりたいというふうに思っております。

○坂上委員 三番目は、五十年十月二十八日岐阜県北警察署で起きた事件で、名古屋弁護士会の弁護士先生からの報告でございます。罪名は公正証書原本不実記載、恐喝、そしてその文書は任意提出書でございます。不正行為の内容は、捜索、差し押さえにおける任意提出書の欄外に「書類（ダンボール箱入り）一箱」と後日書き込んだのであります。不正事実の確認は、判決は当該部分が後日書き加えられたのではないかと疑いを払拭できず、成立の真正を認めなかったものであります。そこで事件の結果は、五十九年三月二十六日岐阜地裁で判決があり、岐阜県に対する国賠訴訟で原告が勝訴いたしました。その後控訴された、こう書いてあるわけでございますが、これはいかがでございましてか。

○古川説明員 御指摘になりました事案は、昭和五十年十月二十八日に岐阜県の警察署で、ある罪名である家を検索した際に、同人の奥さんの了解を得て車庫内にありました自家用車を任意で捜索をした。その際、証拠品を発見したことによりまして任意提出を受けて領置したという事案でございまして、任意提出を受けて領置したその手続の過程でその任意性といいますが、その手続が争われて、第一審で相手方の請求が認容されておるといふ事案で、現在控訴中の事案でございまして。

○坂上委員 これは判決理由はわからぬでしょうが、判決理由をきくとおっしゃっていただければ、この不正行為の内容が明確になるわけでございますが、私が今読み上げたというふうには理解していいでしょうか。

○古川説明員 ちょっと判決理由につきましては把握しておりませんが、争点として私どもが理解しておりますのは三つございまして、一つは、捜索令状をとって捜索したわけですが、それ以外のところの捜索をしたという事実でございまして、

ども、その令状に記載していないスクラップブックを押収した。それからもう一つは、敷地内にある車庫の中の車両でございまして、その車両を令状なしに捜索した。それから三つ目は、捜索に際し報道機関が写真撮影をするチャンスを与えたというふうな、その三点が争点でございました。

○坂上委員 それはそれで結構です。さて次は、四番目でございますが、五十二年二月ごろの出来事で、大阪府の貝塚警察署で起きた事件で、大阪の弁護士さんの方からの報告でございます。事案としては覚せい剤取締法違反なんでありまして、捜査復命書が問題になったのであります。不正行為の内容は、被疑者の腕に注射痕が認められた旨虚偽の事項を記載をしているのであります。その不正事実の確認は、証人尋問において作成警察官が虚偽記載の事実を認めたのであります。そこで、五十二年七月十三日大阪高裁で復命書虚偽記載理由で無罪判決、こうなったわけでございますが、これはこのとおりでございまして、うか。また、この警察官についてはどのような処置がなされたのでございまして。

（委員長退席、今枝委員長代理着席）

○島田説明員 お尋ねの事案は、昭和五十二年二月ごろの覚せい剤取締法違反、これは自己使用であります。事件に関し、一審で有罪判決の出た後、控訴審で、本件捜査過程で作成した捜査復命書の内容について、被疑者の腕に注射痕が認められた旨の虚偽の事項が記載されているとの理由で無罪判決が確定した事案であります。

事案の概要は、共犯者の供述から、昭和五十二年二月七日、被告人の出頭を求め事情聴取するに際し、同人の腕に注射痕が認められたため、任意に尿の提出を得て帰宅させ、後日鑑定を得まして陽性の結果が出た。そのために、三月二日、同人を覚せい剤取締法違反事件で通常逮捕したというものであります。

なお、警察といたしましては、捜査復命書の作成に際しましては、常に事実をありのままに記載するよう徹底しているところでありまして、御指

摘の大阪府警の事案の捜査につきましては、実際に捜査に当たった捜査官は認知した事実をありのままに記載したものと私どもは確信しております。しかしながら、作成日等についてやや不正確な面があつて、作成警察官が法廷での確かな証言をなし得ず、控訴審で捜査復命書の内容が虚偽と認定され、無罪となったものと理解しております。

警察といたしましては、本件捜査につきましては、捜査復命書に虚偽の記載というところはなかったと判断いたしておりますが、当時から特に覚せい剤事犯捜査につきましては、公判段階で供述を變更し否認に転ずるケースが散見されたこと及びこの判決が出たことなどを踏まえまして、全国の覚せい剤事犯捜査員に対し、捜査復命書の作成に当たって、作成年月日の正確な記載は言うまでもなく、事件の真实性についていさかも疑念を抱かれることのない適正な捜査資料の作成に努めるよう指導しているところでございます。

○坂上委員 少し時間がかかりますが、やはり少し詳細に聞かしていただきたいと思います。

次は、五十二年三月ごろでございますが、浦和地検の越谷支部で起きた事件で、第二東京弁護士会の先生からの報告でございますが、罪名は横領等、そしてその文書は証拠物たるメモであります。事件関係者が作成したものでございまして、不正行為の内容は、着服を裏づける日付の部分を変造したのであります。不正事実の確認は、浦和地裁越谷支部の判決で変造の事実が認定をされました。そして、五十六年七月十七日浦和地裁越谷支部で無罪判決が確定いたしました。そして、国に對しまして国家賠償がこの当時におきましては係属中だと言われているわけでございますが、この事案についてはどのような御確認でありますか。

○日野説明員 お尋ねの件につきましては、主任検査官が、みずからの作成した調査の内容に誤りがあったので、手控えたメモがわりにするということで書き込みなどをしたもののようでございます。これはもちろん公判にも提出されております。証拠物でありますその領収証の偽変

造の事実はないというふうに承知しております。

○坂上委員 これは無罪になったと書いてあるが、いかがですか。しかも浦和地裁の越谷支部では、判決で変造があったと言っているのですから、これはメモが証拠になっているのじやなからうかと思ひますが、いかがですか。

○日野説明員 お尋ねの件につきましては、確かに無罪になっておりますが、その検察官が偽変造したというものではございません。

○坂上委員 そうですか。じゃ、それはそれで、質疑を続けます。

五十三年十月二十九日、岩手県江刺警察署、それから盛岡地検の水沢支部、両所に関係するもので、岩手の弁護士先生で、業務上過失致死、道交法違反でございます。文書は、実況見分調書が出されたようでございます。不正行為の内容は、現場で被害者を見ておむけに倒れていたと記載したが、後日検察官から第一発見者の供述と矛盾すると言われ、うつ伏せと訂正したようでございます。不正事実の確認は、実況見分調書の作成者である警察官が訂正の事実を証言したのであります。そこで、五十五年の十二月十二日盛岡地裁一関支部で判決がありまして、業務上過失傷害として有罪になったわけでございます。証言でその事実を確認したようでございますが、いかがでございますか。

○田辺説明員 御質問の事案は、岩手県下で昭和五十三年十月二十九日に発生をいたしました交通死亡事故現場での実況見分でありまして、この見分を行った警察官が実況見分作成時に、記憶違いに基づきまして現場の被害者の倒れていたその姿勢につきまして、半ばおむけというふうな記載をしたわけであります。本人の言う理由といたしましては、そのとき見た被害者の顔が非常に青白かったという印象が頭にこびりついていたもので、すから、顔がよく見えたという記憶違いを起したというところでございます。実際は、第一発見者の供述どおりうつ伏せというのが正しかったわけでございまして、そのうつ伏せという状態に訂正

したというものでございます。

こうした誤りのないよう今後指導、教養を徹底していきたいと思ひます。

○坂上委員 その次、五十四年十月六日長野県岡谷警察署で起きた事件で、長野の先生からの報告でございます。公職選挙法違反の法定外文書配布でございます。参考人の供述調書がやられたようでございます。不正行為の内容は、警察官が懸念にしている参考人の自宅を訪ね、あらかじめ作成していった供述調書に署名、押印させたようでございます。不正事実の確認は、調書は不同意とされ、参考人の証人尋問において左の事実を認めた、こうなりました。事件の結末は、作成警察官の証人申請はなく、検察官より警察によく注意しておいたとの釈明があったわけでございますが、この事実はいかがでございますか。

○古川説明員 ただいま御指摘になりましたこの事案は、事案自体は承知しておりますが、ただいまの供述調書に署名、押印という件につきましては、調査いたしました、日時がかなりたつていては、いかにかわかりませんが、どうもそのような事実は把握できませんので、御報告申し上げる次第でございます。

○坂上委員 それはそれでよいが、八番目は、五十五年五月二十日の出来事で、兵庫県の生田警察署、神戸の弁護士先生からの報告でございます。道交法違反で、歩行者妨害でございます。実況見分調書が文書の標目でございます。不正行為の内容は、道路幅員、違反車両と被害者との位置関係につき虚偽記載がなされたものでございます。そして、裁判所が検証の結果、右の事実、虚偽記載を確認したわけでございます。五十七年四月二十七日、実況見分調書及び作成にかかわった警察の証言は信用できないとして無罪判決があった事案でございますが、これはいかがでございますか。

○田辺説明員 本件は、昭和五十五年五月二十日、兵庫県下で普通貨物自動車運転左折する際、横断歩行者があるのにこれを妨害したという

事案で検挙したわけでありますが、そのときの実況見分調書の距離関係につきまして実測をせずにいわゆる目測で記載をした、そういう部分があったものでありまして、このようなことがないよう今後教養してまいりたいと思ひますが、この事案につきましては、一応担当の巡査につきまして減給という内部の処分をしておるところでございます。

○坂上委員 九番目でございます。

五十五年六月二日の出来事で、埼玉県草加警察署でございますが、東京第二弁護士会の先生からの連絡で、業務上過失傷害で被疑者の供述調書が問題になったのでありますが、不正行為の内容は、調書作成後「要するに左をよく注意しなかつたためです」と虚偽記入をしたわけでございます。不正事実の確認は、他の記載部分と内容の矛盾、筆跡の色や太さが相違することを理由に事後の書き込みを認定したようでございまして、越谷簡裁の認定でございます。その結果が、五十六年七月一日越谷簡易裁判所で無罪判決になったようでございますが、いかがでございますか。

○田辺説明員 本件につきましては、昭和五十五年六月二日、埼玉県下において普通乗用車を運転し、丁字路の交差点を左折するに際し、左方から来た自転車と衝突した事案であります。その運転者、車両の方の運転者に対して、事故の回避措置をとらない自転車利用者の出現を予測して運転者に事故回避の注意義務を認めるのは刑法上妥当ではないという理由から無罪となったと理解をしております。

ただし、この供述調書の作成に当たって不適正であった点につきましては真摯に受けとめ、これを教養してまいりたいと思っております。

○坂上委員 あと二つでございますが、十番目。五十五年十月から五十七年九月にかけてでございますが、兵庫県尼崎中央署、兵庫県尼崎北署の事件でございます。神戸弁護士会の先生からの連絡で、罪名はわいせつ図書販売、風俗営業法違反でございます。この文書、驚くのですが、参考人

供述調書が、中央署の方で四十五通、北署の方で六通あるわけでありまして、不正行為の内容は、捜査協力者を用ひ、おとり捜査の上、虚偽事項を含んだ調書を以下の手法で作成した。

一、あらかじめ供述者に偽名の署名、押印をさせた調書に警察官が内容を記載した。二、同僚の警察官が偽名で署名、指印をした。三、内容虚偽の調書に参考人が偽名で署名、指印をした。こうなっております。不正事実の確認は、五十八年四月二十八日虚偽公文書作成罪で起訴されまして、有罪判決で事実が確認されたようでございます。これについては、六十一年五月二十七日神戸弁護士会から県警本部に警告がなされておるわけであります。合計五十一通もこの事件に関連して作成された大変大がかりな、組織的な文書偽造行為じやなからうかと思ひます。組織的な文書偽造行為じやないかがなんでしょうか。

○平沢説明員 お尋ねの事案は、昭和五十五年十月から昭和五十七年九月、兵庫県警におきまして、捜査協力者の参考人供述調書の作成に關しまして虚偽公文書の作成、同行使が行われたという事案でございます。

具体的に申し上げますと、風俗関係事犯の捜査、すなわち風俗営業法違反事件あるいはわいせつ図画販売事件、こういった事件の捜査に關しまして、今御指摘がございましたとおり、捜査協力者の参考人供述調書の作成に当たりまして、住所、職業、氏名、年齢等につきまして虚偽の事実を記載して送致したというものでございます。

この事件につきましては、関係した警察官計六名いずれも起訴されておまして、いずれも有罪になっております。内部的には、実刑判決を受けました一名につきまして懲戒免職、猶予刑を受けました五名につきまして諭旨免職処分を行っております。

いずれにしても、この種の事案がないよう指導、教養を徹底しているところでございます。○坂上委員 最後の事件でございますが、十一番目。

五十五年十二月兵庫県柏原警察署で起きた事件で、大阪の弁護士先生の連絡で、業務上過失致死被疑者の供述調書が改ざんされたようでございます。被疑者の自白調書の一部、実況見分調書を引用した箇所、その作成日付を後で改ざんしたのであります。そして、不正事実の確認は、関係警察官が法廷での証言で認めたようでございます。しかし、その結果は無罪にはならなかったものであります。事実だけは間違いないようでございますが、いかがでございますでしょうか。

○田辺説明員 お尋ねの事案は、昭和五十五年十二月二十九日兵庫県下で扱った交通死亡事故の被疑者の供述調書の作成に当たりまして、取り調べをした警察官が、供述調書を作成した数日後に、その調書の内容で被疑者に示した部分でありますところの実況見分調書作成年月日と作成者の官職、氏名を訂正したわけでありまして。この際、被疑者の同意を得ずに加除訂正をしたというものでございます。

今後このようなことがないよう指導、教養を徹底してまいりたいと思っております。

○坂上委員 以上が日本弁護士連合会が関係弁護士先生から報告を受け、調査した事案でございます。これは、弁護士先生たちがそれなりの機関でこの違法事実を確認なさったからこう言えるわけでございます。失礼であります。多分これは氷山の一角じやなからうか。公表されないけれども、相当こういうことが行われているのじやなからうか。そうだといたしますと大変ゆしき問題でございます。私たちはおちおちまくらを高くしたまま寝るわけにいかないというような恐怖感に駆られるわけでございます。この調書あるいは偽造文書がもとになりまして誤判が出たりいたすわけでございます。そして、その結果が今刑事補償法等で議論しておりますような補償という結果になるわけでありまして。何はともあれ、こういうふうには無実の人が捜査官から書類を偽造されて、無実のまま処罰を受けるなどというふうな事態があったら、これはまさに世はやみでございます。

どうぞひとつ、捜査当局におかれましてはゆめゆめこのようなことのないように強く要望しておかなければならないと思っております。そこで、私はこのような不正防止の対策あるいは提言について申し上げたいのであります。特に大きな問題になりますのが、いわば拘禁二法の関係でも議論がなされると思うのであります。関係者の皆様方は捜査の上でこういうようなことはできないのかということ提言なさっております。これについてひとつ捜査当局から、検察でも警察でもどちらでも結構でございますが、御意見を賜りたいと思っております。

まず一つは、捜査過程の客観化ということでございます。

(一) 身柄拘束後、被疑者に対する取調べを行った場合、取調べ年月日、時間(開始、中断、終了の時刻)、取調べ場所、取調官の官職氏名などの記載を義務づけ、これらを記載した「取調べ報告書」を供述調書の取調べ請求を行う場合に必ず提出させること。

(二) 取調べのたびごとに必ず調書を作成すること。これに「第何回」供述調書という通し番号を付けること。

(三) 要約した物語形式ではなく、一問一答式も含め発問及び供述を具体的に記述すること。

(四) 取調べにあたる捜査員は名札を着用すること。

(五) 供述調書の契印及び訂正印も供述者と録取者双方のものを押捺すること。

(六) 供述者や実況見分の立会者には調書のコピーを交付すること。

これだけでもなかなか大変なことでございますが、こういうふうにしていただければ、それでもまだ今のような問題は防げるのだからと私は思います。

その次に、今度は「違法収集証拠の排除」ということでございます。

(一) 法令に違反した手続きにより得られた証拠は証拠能力がないものとすること。

これは私は当たり前だと思うのですが、供述者の署名や押印のないもの、作成日付など重要部分に虚偽があったり、また作成後の無断訂正がなされたような場合は、全体として証拠能力を欠くものとする。

(二) 調書の任意性を判断するにあたっては、厳格な証明をなさしめること。

(三) 公訴提起後、裁判所は弁護人の申立により全手持証拠の開示を命ずることにすること。

(四) 違法な捜査に基づく公訴提起は、公訴を棄却すべきこと(事例6、10では、検察官は訴因を変更に公訴を維持し、裁判所もこれを認めている)。

それから今度は四番に、「不正を犯した捜査官の責任追及」でございます。

(一) 不正が犯罪を構成するときは迅速に訴追され、処罰されるべきである。

(二) 不正に関する民事上の責任も、国家賠償などを通じて厳格に追及されなければならない。故意になされた不正については、公務員の個人責任をも免れない旨明定すること。

(三) 懲戒処分等が厳格に行われなければならない。配転などでウヤムヤにされることを防止するためには、独立の権限ある懲戒機関(検察官)については、検察官適格審査会(を)設置し、かつ被疑者等に申立権を認めること。

こういうような提言がなされております。これはなかなか捜査当局が確約はできないことでもあります。また、裁判所とかかわる問題も相当あるようでございますが、ひとつ御意見、御所感などを捜査当局、警察、検察から御答弁いただきますようか。まとめていいです。

○古川説明員 それでは警察の立場から、ただいま先生が御指摘になりました前段の部分につきまして御説明申し上げたいと思っております。

まず最初に、身柄拘束後、被疑者に対する取り調べを行った場合に、その年月日、時間、場所、取調べ官の官職、氏名等の記載を義務づけ、これを記載した取り調べ報告書を供述調書の取り調べ

べ請求を行う場合に必ず提出させることとすべきではないかということでございますが、これにつきましては、現在、捜査側からの必要の判断はございまして、必要に応じて捜査報告書という形式でこれを明らかにして作成していただくこととございまして、ただし、すべての場合にこれを作成しているというところはございませんが、作成している場合がかなりあるということでござい

二点目は、取り調べのたびごとに調書を作成すべきではないかということでございますが、被疑者を取り調べたときは原則としてその都度被疑者供述調書を作成するというところで内部的な規定では指導をしております。被疑者が被疑者が例えは前日録取した調書の内容とほとんど変わらない供述をまたその日も行っているという場合、あるいは取り調べ内容が多岐にわたるためすべてを一日で聴取できないというような場合などは、取り調べの都度供述調書を作成しないで、それを整理してといいますか、何回かを一回にまとめて調書を作成するということが実務上行われておりますが、これはなかなかやむを得ないところではないかということで、そのように承知しておるところでございます。

それから、調書の通し番号の関係でございますが、これは現在私どもが用いております供述調書の様式の問題でございますが、第何回と記載する欄は現在ないわけでございます。それを特に記載していないという現状でございます。このことにつきまして、特にこのことが被疑者の防御権を不当に侵害しているというふうなことは今のところないのではないかとというふうに私ども考えておりますが、この点につきまして今後の課題として検討してまいりたいと思っております。

それから、供述調書の作成の仕方といいますが、一問一答式を含め発問及び供述を具体的に記述すべきではないかということでございますが、供述調書作成に当たりましては、調書に録取する前に

供述をよく聞きまして前後の関係を検討してその中から矛盾点を発見し、これをよく聞きただして内容を調査化していくことになっておりますので、その取り調べ官の判断にもよりましかれども、問答形式を使用する場合ももちろんあるというふうには承知しておるところでございます。

それから名札着用のことでもございますが、取り調べの初期の段階におきまして取り調べ官が被疑者に自己の氏名を告げているというのが実務の現状でございますが、それがすべてそうしているかと言われますと必ずしもそうでないわけでありまして、例えば捜査妨害が予想されるときは報復等の意図が相手方に見られるとか、いろいろな状況がございまして、本人または家族等に危害が加えられることが予想されるというようなことから、一律に取り調べ官に名札を着用させることは現状では適当ではないのではないかというふうには考えておるところでございます。

それから供述調書の契印と訂正印の関係でございますが、供述調書は公務員が作成する録取書でもある点にかんがみれば、録取者の印により契印、訂正印を押せば足りるというふうには現在理解しておりまして、それを供述者も契印を押させる、あるいは押してもらおうというところは、現状ではまだそこまでは至っていないし、まだかなり問題があるのではないかと考えておるところでございます。

それから、供述者や実況見分の立会者にその調書のコピーを交付するというような問題も御指摘になりましたが、供述調書や実況見分調書は公判廷に提出することを予定して作成されているものでございますので、その作成目的と異なる態様で、そのコピーといいますが、謄本を供述者や立会人に交付するということは適当ではないのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上、警察に係る分について御説明申し上げました。

○日野説明員 先生御指摘の点は多岐にわたりますが、捜査書類の偽造、変造などではな

ことは改めて言うまでもないところでございます。検察においても捜査における行き過ぎ、誤りなどが行われないように十分に意を用いているものと存じます。当局といたしまして、各種会同や会議の機会を通じて、検察官において収集されている証拠を慎重に吟味し、適正な捜査処理がなされるよう留意すべき旨指示しているところでございます。また、警察とは日ごろから緊密な連絡を保ちまして、適正な捜査がなされるよう協議等を行っているものと承知しております。

○坂上委員 ひとつ御努力を期待するわけでございます。まさに無実の者がつくり上げられることを最も恐れているわけでございます。

さて、大臣のかわりにお見えになりました法務政務次官、お聞きのとおり、捜査の現場においては今言ったような事実があるわけでございまして、しかも、いわばそれを暴くといえますが、事実を認めさせる、こういう違法を認めさせるというものはなかなか容易ではありません。しかし、これは幸いにして、それがためであつた、不正であつたということが判明したのでございます。私は、さつきも推測いたしましたとおり、あるいは氷山の一角なのではなからうかと心配をしておるわけでございます。そうだといたすならば、いまだ少く捜査のやり方の中で考えなければならぬところがあるのではなからうかというところで、今申し上げましたのも日弁連の機関誌に載つておる提言でございますが、次官とされまして、捜査と法務省の立場でかわりがあるわけでございまして、ひとつどのような御所感をお持ちなのか。私は、あるいは今でもこういうようなことが現場においてあるとするならば、然るべき思いがしておるわけでございますが、御所感を賜りたいと思

います。

○藤野政府委員 ただいま先生からの御質問等、私もここでずっと承つていたわけでございまして、一部にはやはりミスというものが生ずる、いかなることも絶対、完全ということはないと思

ます。しかし、法務当局また警察といたしましても、常に最善を尽くし、また、生じたミスについては二度と起こらないよう努力しておりますので、今後ともそのようにしてまいりたいと思

○坂上委員 次官はミスとおっしゃいましたが、これは組織的な故意によるものの権力の犯罪行為である、この指摘をしておるわけでございまして、あるいは今おっしゃいましたのは、一部私が挙げたのはミスがあるものもあるかもしれませんが、しかし、やはり全体的に見てみると、捜査官がそのことのために有罪の判決を受ける、裁判を受けるというところにおいて責任を問われていることとございまして、とんでもないこととございまして、そういうふうな意味において、これらを防止するにはいかんがにしたらいいかと御提案を、御意見を賜つたところでございまして、どうぞそのような観点からひとつ指揮監督等をお願いしたいと思つておりますので、よろしくお願いいたします。

さて今度は、最近再審無罪が出てまいりました。多分去年でありましたが、検察官は再審無罪に關連いたしました検討会をなされたようでございますが、これに対する検討結果の一部が新聞で報ぜられ、私も見ておるわけでございます。大要技術的なことを検討なさつておるようでございますが、こういうふうな調書であればこれは有罪で維持できたのではなからうかというふうなお話が新聞報道で出ておるわけでございます。私は、根本的にこうやって再審無罪というのは容易に打ち取ることができないこととございまして、検察の中からどのような反省がなされて今後の対応をしようとして検討会がなされたのか、話がでる範囲で結構でございますから、できるだけお聞かせをいただきたいと思

います。

○日野説明員 検察当局におきましては、免田事件など、先ほど先生が御指摘になりました事件につきまして、死刑の言い渡しを確定した事件について再審で無罪が言い渡されたということと、とりあえず免田、財田川、それから松山の三事件に

つきまして、捜査、公判などの問題点について逐次検討を加え、検討結果を将来の捜査、公判活動に生かすべく、そのような委員会を設けるに至つたものと承知しております。

委員会では、これらの三つの事件に關しまして、捜査の当初から再審、それから無罪判決に至るまでの全過程につきまして、将来における検察権の適正行使の観点から、逮捕に至る経緯、捜査体制、取り調べの方法、物証の収集、保管、鑑定方法、公判、再審請求段階における検察官の立証活動のあり方等、さまざまな問題点を検討いたしましたので、一応の検討を終えたことから、その結果を記録にとどめたものであるというふうには承知いたしております。

○坂上委員 どうぞ再審になってようよう無罪が出たという観点にひとつ着目していただきまして、無罪の人たちが長い間獄舎に閉じられて、そして死と対決しながら努力をし、ようやく認められたわけでございまして、誤判の再度ないよう、そして間違つた捜査が今言ったようなことから出発をしているところに大変な問題があると私は思つておるわけでございまして、ひとつ人権擁護の意味から、適正な捜査権の行使、適正な検察権の行使が行われることを特に望んでおきたいと思

います。

嫌な質問が続いて私も大変意に沿わないのでありますけれども、やはり法務委員会であつたとしておかなければならないと思つて、あえて御質問を申し上げるわけでございまして、

文芸春秋の本年新年特別号の記載で、「特捜検事はなぜ辞めたか」ということで「東京地検を告発する」という大変なレポートが出ておるわけであります。作者はジャーナリストの真神博さんという方の方でございます。

そこでまず、私も検察の動向を見ておりまして、伊藤検事総長が総長になられるときでございまして、たてしうか、巨悪は逃さない、悪いことをしたやつは逃さない、こういうような大変な決意で、国民はそれに期待をいたしました。不幸にいたし

まして病魔に侵されまして、静養なさいました。そして病院から出てこられました。そのとき記者会見をなさったわけであります。その記者会見の言葉の中で、こういう言葉が私は気になっているのです。巨悪は逃さなかった、しかし、巨悪の金はいつかまえることができなかったけれども、銀をつかまえたというお話があるわけあります。私は実は言っているのでありますが、金というのはやはり政治家の中でも偉い方、銀というのはどっちかというところでも野党のことを言っているのではなからうか、こう思っておるわけでございます。

そして今度は、きのう、おとといでございまして、たか、本當に御同情申し上げるのでございしますが、実は私の病氣はがんなんだ、そこで引退をさせてもらつたんだ、こういうお話でありまして、本當に惜しめても余りある退陣なんでございします。私は、本當に最初の就任のときの、いわゆる巨悪は逃さないというところを期待をしたのでありまするけれども、結果的には大変無念な退陣をなさつたのではなからうか、こう思つておるわけであります。

しかも、この文芸春秋には大変な東京地檢に対する告発がなされているわけでございします。この雑誌はお読みになつただろうと思ひますし、あるいはいろいろと事実と相違する部分もあるのだろうとは思ひますけれども、檢察の首脳におかれましてこのレポートをお読みになりました率直な御所感からまず承りたい、こう思つておるわけでございします。

○岡村政府委員　私もこの文芸春秋の記事は読んでおりますが、私の読みましたところでは、本件の記事は検察関係者等から直接取材をして書かれたものではないと思うのであります。いろいろな憶測なり主観的判断を交えた部分も少なくないというふうに感じた次第であります。

檢察といたしまして、また東京地検特捜部とい
たしましては、常に厳正公平な立場で、冷静に証
拠を見ながら捜査をいたしているところでありま
す。

○坂上委員 それでは、いろいろと指摘されている部分について、少しずつ事実を指摘しながらまた御意見を賜りたいと思います。

まず、福岡県荏田町の税金横領事件でございます。

これは、私もこの法務委員会が最初質問をさせてもらったわけでございます。その後、各委員会あるいは本会議等でもこの問題が取り上げられました。結局、この本によりますと福岡地検に移送された、もうこれは起訴するなという意味だということがあることが実は書かれておるわけでございます。この間福岡地検で、職員採用に関連した、あるいは公文書を焼却したというような事件につきましては起訴にならなかった、不起訴処分になったというように新聞で報じているわけでございます。これは一体どういう処分がなされたのか、そして、問題の税金の横領事件は今の程度お調べになっておるのか。あるいは雑誌が言っておるように、前段でもう不起訴にしたので本命の方もいずれ時期を見て不起訴の運命をたどるという状態になっているのか、その辺の捜査状況について、御答弁いただけるだけだと思います。

○岡村政府委員 本件荻田町の事件につきまして、当初東京地検に告訴、告発がなされたところであります。東京地検におきまして一応の内偵捜査をいたしました結果、本件の関係者多数が福岡県下に居住していること等を考慮いたしましたので、本件事案の解明のための捜査を行うためには福岡地検で行うのが相当であると判断したため、福岡地検に事件を移送したところであります。もし移送する時点におきまして本件が既に起訴しないという判断に達していたとするならば、何も福岡地検に移送するまでもないわけでありまして、福岡地検に移送しましたのは、とりもなおさず、犯罪地であり関係者が多数おります福岡地検で本件解明のための捜査を行うのが相当であるという判断をしたからにはほかならないのであります。

檢に幾つかの告訴、告発事件がなされたのであります。そのうち地方公務員法違反事件、すなわちちろ蒔田町職員の任用に当たりまして、受験成績その他の能力の実証に基づかなかつたという事実につきましては、本年四月に時効が完成する予定であつたわけであります。そこで福岡地檢におきましては、その地方公務員法違反事件とこれに関連いたたしますところの公文書毀棄の事件につきまして、その結果、三月十七日、地方公務員法違反につきましては起訴猶予、公文書毀棄の事件につきましては嫌疑不十分ということ、で不起訴処分にしたところでございます。

当初の税金をめぐる横領の事件につきましては、まだ時効はいたしておりませんが、引き続き福岡地検におきまして関係人の取り調べ等を含めまして必要な捜査を継続しているところであります。

○坂上委員　一応わかりました。ただこのレポートが言っておりますが、この事件について検察の上層部は大変消極的な姿勢である、こう言っているわけでありませう。正しいかどうかわかりませんが、指摘だけ申し上げなければならぬと思います。

前田宏東京高検検事長は、「あれはやり方を失敗している。面白い事件だというんですぐ現地に行ったりするから、こんな大騒ぎになつて動きがとれなくなつてしまふ。選挙が終わればすぐにできる事件だったのだが、バッジを当然狙っているけれど証拠がない。下が喋つたというだけでは駄目だ。それに町長時代の使い込みじや、あまり意味がない」と夜回りに来た記者たちに話して、上層部の消極的姿勢を際立たせた。

この日は検察首脳会議が開かれた。議題は市田町と盗聴事件のふたつ。

これは共産党の電話盗聴のことだと思いがすが、

荻田町について出席者の一人は、会議の雰囲気
を踏まえながら、「本件は（金が）尾形の衆院
選挙に流用されたかどうかの一点にかかってい

る。これ以外にあるわけがない。それが出て来なければ、もう駄目だな」と巧みに論点をずらしながら背景説明をした。

なつた上層部の動きについて、さまざまにとりざたされるようになっていた。尾形は安倍派で、尾形の金は安倍派の有力代議士に流れている。その有力代議士の筋から、検察幹部に話が来ており、それで急に消極的になったのではないかというのである。

こう言っておるわけでございます。大衆大胆な指摘をしておるわけでございます。ぜひひとつ、これを否定する意味におきまして、正義が本当に貫かれるような捜査をいただきたいと思っておるわけでございます。

さてその次に、今度は平和相互銀行の事件についてお聞きをいたしたいと思います。

実はこれは私一人の立場で質問するのでなくして、私の先代に当たりますところの小林進前代議士がおられます。小林進代議士は大変正義感が強うございまして、私が大変私淑をしておった先輩でございしますが、伊藤検事総長にもお会いをしておられるようでございします。平和相互のことについても、強い捜査の要請をしておられたようであります。必ずやりますから見ておつてくださーいというお話だったということなであります。それがいつの間にかしつぱ切れになつてしまつた坂上君、あなたが、専門家なんだから徹底的にこのことを追及してくれないかということの引き継ぎを受けておるわけでございまして、きょうよう一年半にしてこの質問をさせていただくわけでございます。

期せずしてこのレポートの中にこういうようなことがあるのでありますが、いかがでございましょうかとお聞きをいたします。どういふことかといひますと、

週刊誌などに、平和相銀が株を買い戻す手段として購入した時代絵巻をめぐって、竹下幹事長(当時)の名前が出るようになると、最高検首

本件につきまして捜査終結宣言ということが先ほども御指摘があったわけでございますが、東京地検は決して捜査の終結を宣言したわけでもないであります。平和相互銀行の不正融資に関連する事件につきまして第二回目の起訴を行ったところから、それまでの捜査の結果を踏まえまして公判請求するに足る証拠があり、かつ公判請求する必要のあるものについては起訴したんだという意味で、いわば捜査が一段落したという趣旨のことを発表したものであります。

刊誌等の報道により承知しておるところでございます。まして、関係者の動向等も踏まえ、事案に応じて適切に対処してまいりたいと考えております。

○坂上委員　だから、この元秘書と言われる人、不正入学のあっせん料を詐取した人、この人の所在の確認をなさっているのですかと聞いているわ

も大変遺憾なことだと思つてゐるわけでございますから、いわば違法行為、刑罰違反行為があるようでありましたら、的確かつ公正な捜査をお願いしたいと思つておるわけでございます。

さて、今度はここに書いてありますところの谷川宏元国税局長の事件についてお聞きをいたしたいと思ひます。このレポートではこう書いてあります。

谷川宏元国税局長の事件でも、檢察は何ら手を打つことができなかった。事件は元日本税理

三菱重工は山一証券にCBの扱いを依頼したが、その際に条件を出した。CBをあらかじめ総会屋などに割り当てることであつた。これは「親引け」といわれる犯罪行為だが、総会屋対策にしばしば使われる手段でもある。一説によるとこのとき密かに渡された数は、約七十件、総額十五億にのぼるといわれた。

こう言つておるわけでございますが、この事案の捜査はどの程度なされ、どういう結論になつたの
でございますか。

○岡村政府委員 検査がいかなる事件について捜査をしているか、あるいは捜査をしていないかというようなことについては具体的には申し上げかねるところであります。しかし、少なくとも今日に至るまでこの事件が起訴されたということはないのであります。

○坂上委員 以上、問題点を相当指摘をいたしました。そして結論をいたしまして、このレポートはこう言っております。

〔井出委員長代理退席、委員長着席〕

大変厳しい言葉ですが、東京地検特捜部は事件にできぬ体質になったのではなからうかということまで指摘をしているのであります。もちろん、とんでもないというお話の結論が出ることはわかっておりますが、本日に国民は東京地検の特捜部に期待をいたしておるわけでありまして、そしてまたいろいろのお話の流れけれども、どうも書いてあるように何となく事件がうやむやに終わるような気がしてならないのは私一人ではないと思っておるわけでありまして、新しい陣容で検査が発見されておるわけでございますので、ぜひともひとつ国民の期待にもこたえるよう頑張ってください。よう、お願いをいたしたいと思うのであります。そこで私は、この結論の中で、司法試験の問題と重要にかかわると思っておるわけでありまして、ほぼこの雑誌の中に書いてあるのでござい

が、政治家のからむ大きな贈賄事件などはとてもやれないほどに組織が硬直して、現場がやる気を失っていることは、その退職者の多いことをみてもわかる。六十年も六十一年も、一年間に五十人の検査が六十三歳の定年を待たずに退官している。いま全国に千七百七十三人の検査がいる。それに比して検査のなり手は少ない。そうした傾向があるうえに、ここ十年間ほど二十三十人だった中途退官が三十二年で急増しているのだ。それも三十代から四十歳代前半の働き盛りの検査たちの退官が目立って多くなっている。

こんなようなことから、結局、社会正義を実現しようとする強い使命感と事件を解決していくおもしろさ、これが検査を駆り立てるのだけれども、もうこういうことができなくなっているところにこういうような問題があるのだということを指摘をしておるわけでありまして。

しかも、最後にこう言っている。ロッキード事件の光と影でいえば、こういう形で影の部分が検査の中に拡大しているのではなからうか。ロッキード事件に手をつけてしまつて、もう後は検査が大変やりづらいつつあることになつて、そのロッキードの影が今でも尾を引いているのではないかとこの結論を出されておるわけでございます。これはこれなりの見方だろうと思うのでござい

ますが、今言われたような指摘の部分について、まず刑事局長どのような御所見があらうのか。もう最後でございまして、ちよつと時間が余りましたが、私は質問を終わらせていただきます。法務大臣 嫌なことをきょうは随分申し上げたわけでございますが、これは一つは正義が貫かれるように、そしてまた無辜の罪人を出さないように、そしてそういう場合については本当に手厚い補償がなされるようにということを願つた上での私の要請なんでございまして、率直な御所見をひとつ賜つて、少し時間が早いのでありますが、やめさせていただきます、こう思います。

○岡村政府委員 まず、検査の退職者の点でありますけれども、例年約五十名前後の者が退職はいたしておられます。しかし、六十三歳という検査の定年を待たないで六十歳ぐらいにやめる人が少なくとも過半数以上は占めているのであります。過半数よりもさらに多いと思ひます。三十九歳以下で、すなわち二十代、三十歳代で中途退職いたしました者は十名少々であるわけでございます。六十歳ぐらゐになりまして、後進に道を譲るために六十三歳の定年を待たないでやめるという方々が多いわけでありまして。また、東京地検といひますか、検査全体につきまして、文芸春秋の記事はいろいろなことを言っ

ておりますけれども、検査は健在でありますし、国民の信頼も得ているところであると思つております。こういう記事がありまして、やはり一番悲しむのが第一線の検査ではないかと思うのであります。とにかく、検査をいたしましては、今後とも国民の期待に沿うべく頑張つてやつていくものと承知いたしております。

○坂上委員 大臣、いかがでございますか、きょうはもう全部これで終わりますか。

○林田國務大臣 私、就任しましてからまだ五カ月でございまして、検査を見ておりまして、検査当局は厳正公平、不偏不党と申しま

す。検査を信頼してやっております。最近よく、裁判官は余りやめないけれども、検査官はやめるじやないか、かように言われますけれども、これはやはり私ら学生時代のことを考

へ入る人は裁判官になる人よりも少し活発な人になる、一番活発でない学究的な人が教授になりまして、その次が裁判官、そしてその次が検査官というやうなことでございまして、そういうことから検査官は途中でやめるといふ気もあるいは裁判官よりも多いんじゃないだろうか、その人の性格にもよるのじやないだろうかという気持ちを持つて眺めておるやうな次第でござい

ます。何にいたしまして、私としては検査を信頼してやつていただいておりますこととございまして、どうぞ今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

○坂上委員 大変ありがとうございました。誠実な御答弁だと理解をいたしますが、さらに以上上の御期待にこたえていただきまして、私たちは本当に検査を信頼できないなどというやうなことになるはずは世の中が真つ暗でございまして、どうぞひとつ正義実現のために一層の御奮闘を期待をいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○戸沢委員長 次回は、来る二十九日火曜日午前

九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。午後四時二十四分散會

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七千二百円」を「九千四百円」に改め、同条第三項中「二千万円」を「二千万五百万円」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づく抑留又は拘禁による補償の額の算定基準となる日額の上限等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。